

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日  
(第10期) 至 平成29年3月31日

特種東海製紙株式会社

(E00691)

第10期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成29年6月23日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

特種東海製紙株式会社

# 目 次

頁

## 第10期 有価証券報告書

### 【表紙】

第一部	【企業情報】 .....	1
第1	【企業の概況】 .....	1
1	【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2	【沿革】 .....	3
3	【事業の内容】 .....	4
4	【関係会社の状況】 .....	5
5	【従業員の状況】 .....	7
第2	【事業の状況】 .....	8
1	【業績等の概要】 .....	8
2	【生産、受注及び販売の状況】 .....	10
3	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	11
4	【事業等のリスク】 .....	12
5	【経営上の重要な契約等】 .....	13
6	【研究開発活動】 .....	14
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	15
第3	【設備の状況】 .....	16
1	【設備投資等の概要】 .....	16
2	【主要な設備の状況】 .....	16
3	【設備の新設、除却等の計画】 .....	18
第4	【提出会社の状況】 .....	19
1	【株式等の状況】 .....	19
2	【自己株式の取得等の状況】 .....	54
3	【配当政策】 .....	55
4	【株価の推移】 .....	55
5	【役員の状況】 .....	56
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	63
第5	【経理の状況】 .....	71
1	【連結財務諸表等】 .....	72
2	【財務諸表等】 .....	118
第6	【提出会社の株式事務の概要】 .....	131
第7	【提出会社の参考情報】 .....	132
1	【提出会社の親会社等の情報】 .....	132
2	【その他の参考情報】 .....	132
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】 .....	133

## 監査報告書

平成29年3月連結会計年度 .....	巻末
平成29年3月会計年度 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【事業年度】	第10期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 松田 裕司
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【電話番号】	0547(36)5157
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務・IR室長 関根 常夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 ユニゾ八重洲ビル
【電話番号】	03(3281)8581
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務・IR室長 関根 常夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	75,564	78,159	78,843	78,460	77,718
経常利益 (百万円)	4,208	3,522	2,761	3,926	5,075
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,468	2,180	204	2,498	3,852
包括利益 (百万円)	3,087	4,333	852	1,346	6,017
純資産額 (百万円)	59,091	63,760	63,897	64,535	74,670
総資産額 (百万円)	120,138	125,302	126,861	126,945	131,799
1株当たり純資産額 (円)	412.68	428.61	429.11	4,328.48	4,591.27
1株当たり当期純利益金額 (円)	17.27	14.95	1.39	168.87	258.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	17.20	14.88	1.38	167.92	257.90
自己資本比率 (%)	49.1	50.6	50.1	50.4	51.9
自己資本利益率 (%)	4.3	3.6	0.3	3.9	5.8
株価収益率 (倍)	12.39	15.38	197.12	21.55	16.09
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,809	10,848	7,788	8,622	11,972
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,985	△9,322	△8,238	△7,097	△6,854
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,278	△1,334	604	△928	△2,795
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,078	8,271	8,424	9,017	11,336
従業員数 (名)	1,502	1,507	1,506	1,497	1,430
(外、平均臨時雇用者数)	(324)	(317)	(312)	(304)	(301)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行いました。第9期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	60,419	61,389	61,766	60,961	41,911
経常利益 (百万円)	3,934	2,957	1,925	3,226	3,393
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	2,212	2,025	△52	2,325	2,235
資本金 (百万円)	11,485	11,485	11,485	11,485	11,485
発行済株式総数 (千株)	163,297	163,297	163,297	163,297	16,329
純資産額 (百万円)	52,996	57,345	57,016	57,811	61,208
総資産額 (百万円)	104,009	108,859	109,261	108,666	78,914
1株当たり純資産額 (円)	368.50	385.43	382.89	3,880.06	4,099.68
1株当たり配当額 (円)	5.00	5.00	5.00	5.00	47.50
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	15.41	13.83	△0.36	156.55	150.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	15.35	13.77	—	155.67	149.53
自己資本比率 (%)	50.9	52.6	52.1	53.0	77.4
自己資本利益率 (%)	4.3	3.7	—	4.1	3.8
株価収益率 (倍)	13.9	16.6	—	23.3	27.7
配当性向 (%)	32.4	36.2	—	31.9	46.6
従業員数 (名)	845	838	816	856	470

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行いました。第9期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4 当事業年度(第10期)の1株当たり配当額47.50円は、1株当たり中間配当額2.50円と1株当たり期末配当額45.00円の合計です。平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っているため、1株当たり中間配当額2.50円は株式併合前、1株当たり期末配当額45.00円は株式併合後の金額となります。

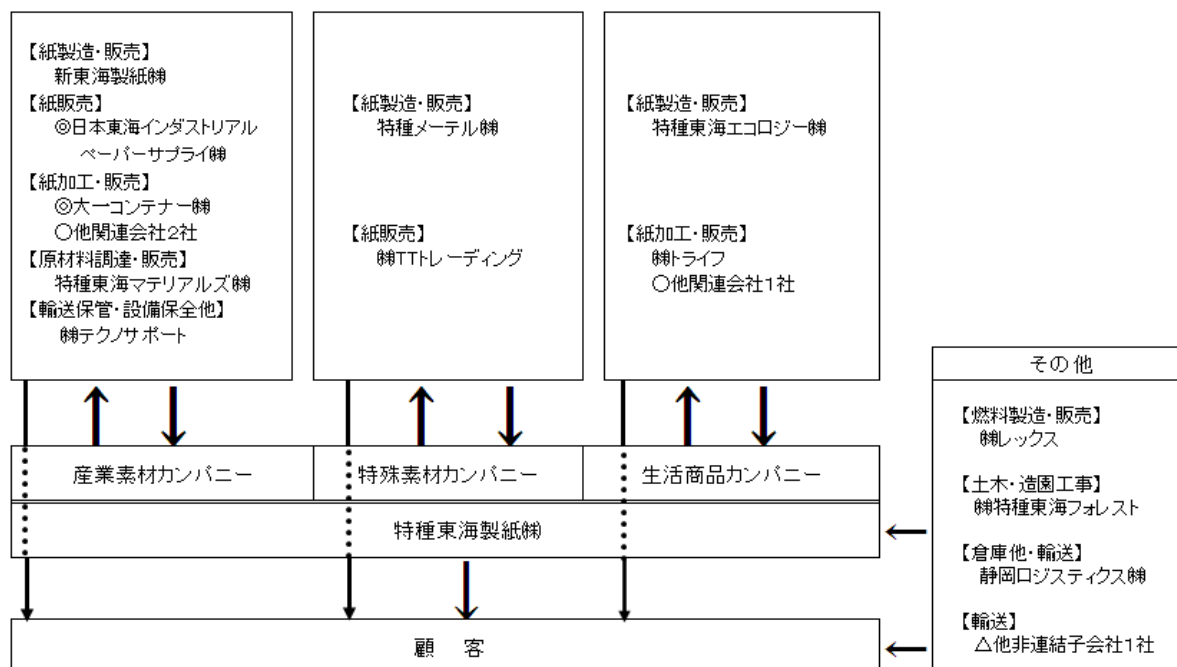
## 2 【沿革】

年月	概要
平成18年11月	特種製紙㈱及び東海パルプ㈱（以下、「両社」）が、共同持株会社となる特種東海ホールディングス㈱（以下、「当社」）の設立に関する基本合意書を締結。
平成18年12月	両社取締役会で当社設立を決議。
平成19年2月	両社臨時株主総会において当社設立を承認。
平成19年3月	両社上場廃止。
平成19年4月	当社設立。 東京証券取引所第一部に株式を上場。
平成19年6月	三菱商事株式会社を引受人として、第三者割当増資による新株式発行。
平成19年6月	当社及び特種製紙㈱は、王子製紙株式会社及び王子特殊紙株式会社と「戦略的提携の検討開始および資本提携に関する覚書」を締結。
平成19年7月	当社及び特種製紙㈱並びに東海パルプ㈱は、日清紡株式会社と特殊紙分野及び家庭紙分野における事業提携に関し合意。
平成19年10月	㈱東海フォレスト（現・連結子会社）が、㈱白峰商會を吸収合併。
平成20年1月	明治製紙㈱（現・連結子会社）が、久保田製紙㈱を吸収合併。
平成22年1月	㈱テック東海が、東海物流システム㈱を吸収合併し、商号を㈱テクノサポート（現・連結子会社）に変更。
平成22年4月	当社が、両社を吸収合併。
平成22年4月	特種ロジスティクス㈱が、静岡物流㈱を吸収合併し、商号を静岡ロジスティクス㈱（現・連結子会社）に変更。
平成22年7月	当社の商号を特種東海製紙㈱に変更。
平成24年2月	㈱竹尾の株式を追加取得し、当社の持分法適用関連会社となる。
平成24年3月	大一コンテナ㈱の株式の一部を譲渡（連結子会社から持分法適用関連会社へ変更）。
平成25年8月	当社は、大王製紙株式会社と「業務及び資本提携に関する覚書」を締結。
平成28年4月	新東海製紙㈱設立。
平成28年5月	㈱竹尾の株式の一部を譲渡（持分法適用関連会社から外れる）。
平成28年10月	新東海製紙㈱（現・連結子会社）が、当社島田工場を吸収分割により承継。
”	日本製紙株式会社の子会社である日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱（現・持分法適用関連会社）が、当社の段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業における販売機能に関して有する権利義務を吸収分割により承継。

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び子会社、関連会社）は、当社（特種東海製紙株）、子会社11社及び関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行なっており、さらに紙加工や土木・造園工事などの事業を行なっております。当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は次の通りであります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。



無印…連結子会社 △…非連結子会社

◎…関連会社で持分法適用会社 ○…関連会社で持分法非適用会社

#### 〔産業素材事業〕

当社が紙の販売及び売電をするほか、新東海製紙株が紙パルプの製造・販売を、特種東海マテリアルズ株が紙原料の供給を、株テクノサポートが製紙設備の保全管理及び紙製品の輸送・保管を、関連会社4社が紙の加工・販売を行っております。

#### 〔特殊素材事業〕

当社が紙の製造・販売するほか、株TTトレーディングが紙の販売を、特種メーテル株が紙の製造・販売を行っております。

#### 〔生活商品事業〕

当社が紙の製造・販売するほか、株トライフ・関連会社1社が紙の加工・販売を、特種東海エコロジー株が紙の製造・販売を行っております。

#### 〔その他〕

株レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、株特種東海フォレストが土木・造園工事を、静岡ロジスティクス株が紙製品を保管する倉庫業及び紙製品の輸送を、子会社1社が紙製品の輸送を行っております。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 新東海製紙㈱ (注) 2、4	静岡県島田市	3,135	産業素材事業	65.0	当社が紙製品を 購入 資金援助あり 役員の兼任あり
特種東海マテリアルズ㈱ (注) 2、3	静岡県島田市	70	産業素材事業	100.0 (100.0)	当社子会社が 原材料を購入
㈱テクノサポート (注) 3	静岡県島田市	32	産業素材事業	100.0 (100.0)	当社および当社 子会社が工場諸 作業等を委託
特種メーテル㈱	静岡県沼津市	10	特殊素材事業	100.0	当社が紙製品加 工を委託
㈱TTトレーディング (注) 2、6	東京都中央区	50	特殊素材事業	100.0	当社が紙製品 を販売
特種東海エコロジー㈱ (注) 2	静岡県富士市	200	生活商品事業	79.5	当社が商品等 を販売 役員の兼任あり
㈱トライフ (注) 2、5	静岡県島田市	400	生活商品事業	100.0	当社が紙製品を 販売 役員の兼任あり
㈱レックス	静岡県島田市	30	その他	100.0	当社および当社 子会社が燃料を 購入 資金援助あり
㈱特種東海フォレスト	静岡県島田市	100	その他	100.0	当社が土木・造 園工事及び山林 事業を委託
静岡ロジスティクス㈱	静岡県駿東郡長 泉町	20	その他	100.0	当社が製品輸送 ・保管を委託
(持分法適用関連会社) 大一コンテナー㈱	静岡県島田市	125	産業素材事業	30.0	当社子会社が 紙製品を販売
日本東海インダストリア ルペーパーサプライ㈱	東京都千代田区	350	産業素材事業	35.0	当社子会社が 紙製品を販売

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

4. 新東海製紙㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	18,307 百万円
(2) 経常利益	96
(3) 当期純利益	1,149
(4) 純資産額	15,209
(5) 総資産額	48,938

5. ㈱トライフについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	12,383 百万円
(2) 経常利益	447
(3) 当期純利益	331
(4) 純資産額	2,853
(5) 総資産額	12,728

6. ㈱T Tトレーディングについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	8,097 百万円
(2) 経常利益	123
(3) 当期純利益	80
(4) 純資産額	997
(5) 総資産額	4,633

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成29年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
産業素材事業	499(89)
特殊素材事業	410(48)
生活商品事業	258(67)
報告セグメント計	1,167(204)
その他	164(86)
全社(共通)	99(11)
合計	1,430(301)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

(平成29年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
470	38歳 10ヵ月	16年 7ヵ月	6,018,287

セグメントの名称	従業員数(名)
産業素材事業	0
特殊素材事業	369
生活商品事業	2
報告セグメント計	371
全社(共通)	99
合計	470

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 平均勤続年数は、特種製紙(株)及び東海パルプ(株)からの通算勤続年数となっております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

5 前事業年度末に比べ従業員数が386名減少しておりますが、主として島田工場を新東海製紙株式会社として分社化したことによるものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには特種東海製紙労働組合等が組織されており、平成29年3月31日現在の労働組合の組合員数合計は1,004名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における当社グループは、平成26年度にスタートした第三次中期経営計画の最終年度を迎え、「変革への挑戦、そして未来へ」を基本テーマに、5つの重点項目「新商品の開発、新規分野への進出、海外展開、他社・他産業との部分提携、基盤事業の構造改革」に向けた諸施策を推進してまいりました。

特殊素材事業におきましては、引き続き次世代の柱となる事業を立ち上げる為、新たなシートの開発に注力しており、平成29年度中の生産を目標に進めております。また、商品開発の方向性である「NaSFA(ナスファ)」のもと、セルロースナノファイバー(CNF)について、他社・大学・公的研究機関と協力し、CNFの特徴を活かした機能紙への利用について検討を進めております。偽造防止用紙につきましても、技術開発・新商品開発に取り組んでおります。

加えて、上記以外の新規技術開発、市場からのニーズに対応した新商品開発も引き続き積極的に進めております。

産業素材事業におきましては、平成28年10月より日本製紙株式会社との事業提携が順調に進み、段ボール原紙及びクラフト紙事業の生産・販売について新体制での業務がスタートしました。また、連結子会社の新東海製紙株式会社(島田工場)では新バイオマスボイラーが平成29年2月より本格稼働しました。

生活商品事業におきまして、連結子会社の株式会社トライフでは、高付加価値製品を生産する新タオル抄紙機2号機が平成28年4月に稼働しました。今後は新マシンでの生産体制を整えるとともに新商品開発に注力してまいります。

この結果、当連結会計年度の業績としましては、売上高は77,718百万円(前年同期比0.9%減)、営業利益は4,708百万円(前年同期比25.5%増)、経常利益は5,075百万円(前年同期比29.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、平成26年12月に島田工場において発生したチップサイロ火災事故に対する受取保険金を特別利益に計上したこと等により3,852百万円(前年同期比54.2%増)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

#### ①産業素材事業

主力製品である段ボール原紙は、天候不順等により特定需要商品が低調に推移し、販売数量が前年同期を下回りました。クラフト紙につきましては、季節需要商品の販売数量が前年同期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は36,387百万円(前年同期比2.2%減)、営業利益は1,198百万円(前年同期29.6%増)となりました。

#### ②特殊素材事業

広告媒体の電子メディアへの移行加速に伴い減少が続く商業美術印刷分野においては、新製品の投入により販売数量維持に努めました。また、電子広告媒体の広がり恩恵を受ける一部の製品群もありましたが、総じて厳しい状況が続き販売数量・金額ともに前年同期を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は20,474百万円(前年同期比3.9%減)、営業利益は2,316百万円(前年同期比5.6%増)となりました。

#### ③生活商品事業

ペーパータオルは、ユーザーのニーズに沿った製品を提供することにより、販売数量・価格ともに前年同期並みで推移しました。トイレットペーパーにつきましては、販売数量の減少がみられたものの、価格の維持に努めてまいりました。

この結果、当セグメントの売上高は16,973百万円(前年同期比0.2%増)、営業利益は892百万円(前年同期比65.7%増)となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較は変更後の区分により作成した情報に基づいて記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は11,336百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,319百万円の増加となりました。

連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は11,972百万円となり、前連結会計年度に比べ3,350百万円の増加となりました。

主な要因は、税金等調整前当期純利益の増加であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6,854百万円となり、前連結会計年度に比べ243百万円の減少となりました。主な要因は、国庫補助金の受入及び投資有価証券の売却であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は2,795百万円となり、前連結会計年度に比べ1,867百万円の増加となりました。主な要因は、有利子負債の減少及び非支配株主からの払込みであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（％）
産業素材事業	44,745	△2.5
特殊素材事業	17,805	△7.4
生活商品事業	14,626	△4.6
報告セグメント計	77,177	△4.1
その他	59	79.2
合計	77,237	△4.0

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 金額は、販売価格によっており、自社利用分も含まれております。  
 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
その他	1,932	22.5	669	△24.2

- (注) 1 受注実績は、その他のうち土木・造園工事について記載しております。  
 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
産業素材事業	36,387	△2.2
特殊素材事業	20,474	△3.9
生活商品事業	16,973	0.2
報告セグメント計	73,835	△2.1
その他	3,883	28.8
合計	77,718	△0.9

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三菱商事株式会社	15,944	20.3	7,563	9.7
日本東海インダストリアル ペーパーサプライ株式会社	-	-	15,930	20.5

- 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、創業の理念に下支えされた目指すべき企業像として「技術と信頼で 顧客と共に未来をひらく オンリーワンビジネス企業」をあらたに掲げ、経営方針である「ユニークな中堅メーカーとしての強みを生かして、顧客満足度の最大化を推進し、利益の最大化を目指す」のもと、ステークホルダーの利益、企業価値の向上を追求してまいります。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標としては、営業利益とROEを主に用いる予定です。

#### (3) 経営環境

わが国の経済は、雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調が続いているものの、ITの進展による紙離れの進行や、今後進むことが想定される国内人口減少などの需要減退要素に加え、古紙をはじめとした原燃料価格の上昇、米国新政権の政策に伴う経済的影響や中国や新興国の景気下振れ懸念による世界経済の不確実性など、依然として先行きは不透明な状況となっています。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは平成30年3月期からの3年間を期間とする第四次中期経営計画（3ヵ年計画）として「NEXT10～次なる成長 次なる挑戦～」を策定しましたが、この中で目指すべき10年後の姿に向けての第一ステップとして第四次中期経営計画を位置付けており、更なる成長の為の機会探索と始動の為の期間としております。

その中で今後の「成長戦略施策」としては、「高機能シート分野への挑戦」、「新市場開拓・海外販売の強化」および「環境関連分野の収益化」を重点施策とし、「基盤事業の強化・変革施策」としては、「日本製紙株式会社との合弁シナジーの追求」、「新製品の開発と製品構成見直し」および「製造工程の見直し・改善」を重点施策として取り組んでまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 製品市況の変動

当社グループは、紙パルプの製造販売及び加工を主な事業としており、これら産業素材事業、特殊素材事業及び生活商品事業の売上高の連結売上高に占める割合は、平成29年3月期に95.0%となっております。これらの製品市況が全て同時に変動するわけではありませんが、諸要因により、この製品市況に変動があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 原燃料価格の変動

当社グループの主な事業である製紙事業の原燃料である古紙、チップ、パルプ及び重油等は、国際市況や国内需給の影響を大きく受けるため、その影響により原燃料価格が変動した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 取引先の信用リスク

当社グループの取引先の経営状況が、市場の変動や業界再編成などにより財務上の問題に直面した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 海外情勢の影響

当社グループは、原燃料であるチップ、パルプ及び重油の多くを海外より調達しております。このため、現地の政情や治安の不安定化、法令や政策の変更、経済状況の悪化等の事業環境に変化が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 為替の変動

当社グループは、海外より調達する原燃料の購入に際して為替変動による影響を受けます。このため、為替予約等のリスクヘッジを行い為替変動の影響を軽減すべく努めておりますが、影響を全て排除することは不可能であります。

##### (6) 金利の変動

当社グループは、設備投資に関する資金及び運転資金を、主として金融機関からの借入により調達しており、総資産に対する有利子負債の比率が平成29年3月末では24.7%となっております。その有利子負債のうち変動金利分について、金利の上昇等があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (7) 環境関連の法的規制

当社グループは、各種事業において環境関連の法規制の適用を受けております。このため、これらの規制の改定等に対応することにより、生産活動が制限されたり、高額な費用負担や環境対策設備の設置等、コストの増加につながることもあり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (8) 災害や感染症及び事故による影響

当社グループは、製造ラインの突発的な中断による潜在的なマイナス影響を最小限にするため、定期的な予防保全を行っております。また、感染症や、災害事故等不測の事態発生に備え、影響を最小限にするための教育・訓練等を実施しており、特に地震対策については、当社内に緊急時の対応組織を設け、臨機応変に対応することにしております。しかし、これらの影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。また、当社グループの工場及び施設の多くは静岡県にあり、大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (9) 購入電力の価格による影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、多くの原子力発電所が運転を停止したままであり、わが国における電力供給が震災前の安定感を取り戻したとは言えません。

当社グループの工場及び施設の多くは、東京電力及び中部電力の管轄内にあります。よって、これら電力会社からの購入電力価格の上昇等があった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。



## 5【経営上の重要な契約等】

当社と日本製紙株式会社（以下「日本製紙」といいます。）は、平成28年4月25日付で、当社島田工場（以下「島田工場」といいます。）の分社化及び島田工場の分社化のために当社が設立した新東海製紙株式会社（以下「新東海製紙」といいます。）への日本製紙による出資並びに段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業（以下「本事業」といいます。）における当社及び日本製紙の販売機能の統合に係る諸条件を定めた統合契約（以下「本統合契約」といいます。）を締結いたしました。

当社は、本統合契約に定めるところに従い、平成28年5月24日付で、新東海製紙との間で、本事業における当社の製造機能を含め当社が島田工場において営む事業に関して有する権利義務を新東海製紙に承継させるための吸収分割契約を締結いたしました。

また当社は、本統合契約に定めるところに従い、平成28年8月3日付で、当社が本事業における販売機能に関して有する権利義務を日本製紙が当社及び当社の販売機能の統合のために新たに設立した日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社（以下「NTI」といいます。）に承継させるための吸収分割契約を締結いたしました。

それぞれの会社分割の概要は次のとおりであります。

### 1. 新東海製紙との会社分割

#### (1) 会社分割の目的

当社と日本製紙の本事業における生産ノウハウを結集し、新東海製紙の生産効率の向上、コスト削減及び品質競争力の向上を図るべく、本統合契約に定めるところに従い、本件分割を実施することといたしました。

#### (2) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である新東海製紙を承継会社とする吸収分割です。

#### (3) 分割期日

平成28年10月1日

#### (4) 分割に際して発行する株式及び割当

新東海製紙は、本分割に際して普通株式227,300株を発行し、そのすべてを当社に割当てました。

#### (5) 株式割当数の算定根拠

株式割当数の算定については独立した第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を選定し、割当株式数の分析を依頼いたしました。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、新東海製紙が非上場会社であることからディスカунテンテッド・キャッシュ・フロー分析に基づく分析結果を採用して分析を行い、割当株式数を算定しました。

#### (6) 分割した資産、負債の状況（平成28年10月1日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額（億円）	項目	帳簿価額（億円）
流動資産	50	流動負債	101
固定資産	255	固定負債	125
合計	305	合計	227

#### (7) 新東海製紙の概要

代表者 代表取締役 佐野 倫明  
住所 静岡県島田市向島町4379番地  
資本金 3,135百万円（平成28年10月1日現在）  
事業内容 紙パルプの製造・加工・販売及び子会社の経営管理等

### 2. NTIとの会社分割

#### (1) 会社分割の目的

当社と日本製紙の本事業における販売機能を新販売会社に統合し、両社の販売に関する情報及びノウハウの結集、営業体制の再構築並びに販売活動の効率化・コスト削減を図るべく、本統合契約に定めるところに従い、本件分割を実施することといたしました。

#### (2) 会社分割の方法

当社及び日本製紙を分割会社とし、日本製紙の100%子会社であるNTIを承継会社とする吸収分割です。

#### (3) 分割期日

平成28年10月1日

(4) 分割に際して発行する株式及び割当

NTIは、本分割に際して普通株式129,800株を発行し、45,500株を当社に割当てました。

(5) 株式割当数の算定根拠

株式割当数の算定については独立した第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を選定し、割当株式数の分析を依頼いたしました。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、NTIが非上場会社であることからディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析に基づく分析結果を採用して分析を行い、割当株式数を算定しました。

(6) 分割した資産、負債の状況（平成28年10月1日現在）

流動資産 1,557百万円

(7) NTIの概要

代表者 代表取締役 武藤 悟  
住所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
資本金 350百万円（平成28年10月1日現在）  
事業内容 紙・板紙の販売

## 6 【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動は、原材料の開発、製品開発と生産工程に関わる技術開発及び新事業探索に重点をおいて行っております。また、引続き将来のための4つの技術 NaSFA（Nano technology, Security, Fusion, Art）の更なる検討、展開を進めております。

①Nano technology：FIBLIC（リチウムイオン二次電池向けセパレータ）の開発、TT-除染シート（放射性物質吸着シート）、セルロースナノファイバーの開発等

②Security：偽造防止用紙による海外展開

③Fusion：グループ会社を含む技術の融合による新展開

④Art：エアラス（高級印刷用紙）等、新規加工技術による新商品開発

現在の研究開発は当社のフィブリック事業本部、研究開発センター、海外事業本部 海外開発部及び新東海製紙技術課の4つの部門において推進されております。研究開発スタッフは、グループ全員で47名にのぼり、これは総従業員の約3%に相当します。

当連結会計年度における各セグメント別の研究の目的、主要課題、研究成果は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は813百万円ですが、セグメント別の研究開発費につきましては、特定のセグメントに区分することが困難なため、記載しておりません。

(1) 産業素材事業

産業素材事業では、ライナー、中芯、クラフト紙の品質改善とコストダウンに注力しております。原材料・処分・設備などの全ての面で見直しを行っております。

(2) 特殊素材事業

特殊素材事業では、新規加工技術による商品開発や、新たな商品開発による新規事業分野進出に力をいれております。国内事業においては、主力商品のファンシーペーパー、高級印刷用紙、偽造防止用紙、その他機能紙において、商品開発に力を注いでおります。今期はファンシーペーパーや画材用紙、保護保存用紙、機能紙等、計6件の新商品開発に成功しました。また、TT-除染シート（放射性物質除去シート）は福島第一原発にフィルターとして採用されました。

(3) 生活商品事業

生活商品事業では、新たに導入した新抄紙機（N2）の検討を進め、新抄紙機の生産性向上に貢献しました。また、新抄紙機を含め、シート製造技術、加工技術の技術融合の一環として、新たな商品開発を進めております。

(4) 知的財産について

期間中に申出された特許等の知財の件数は29件（特許21件、意匠2件、商標6件）、登録された特許等の知財の件数は11件（特許7件、商標4件）となりました。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

### (2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、131,799百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,853百万円の増加となりました。主な要因は、現金及び預金の増加によるものであります。

負債は、57,128百万円となり、前連結会計年度末に比べて5,281百万円の減少となりました。主な要因は、有利子負債の減少によるものであります。

純資産は、74,670百万円となり、前連結会計年度末に比べて10,135百万円の増加となりました。主な要因は、連結子会社の新東海製紙株式会社が実施した第三者割当増資等により、非支配株主持分が増加したことによるものであります。自己資本比率は51.9%となり、前連結会計年度末に比べて1.5ポイント上昇しました。

### (3) 当連結会計年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

### (5) 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

### (6) 資本の財源及び流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、産業素材事業及び特殊素材事業、生活商品事業で新規設備の導入や原価低減、品質改善等を目的として全体で9,718百万円の設備投資を実施しました。なお、設備投資にはソフトウェア関連等への投資を含めております。

各セグメントでは、産業素材事業で6,985百万円、特殊素材事業で1,514百万円、生活商品事業で589百万円、報告セグメント以外で628百万円の投資を行いました。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	山林 (面積千㎡)	その他		合計
本社事務所他 (東京都 中央区他)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 その他	統括業務 販売業務	71	6	-	-	88	166	129
赤松発電所 (静岡県 島田市)	産業素材事業	水力発電	353	1,140	44 (10)	-	26	1,565	-
賃貸設備 (静岡県 島田市他)	生活商品事業 その他	事務所 工場他	475	666	1,694 (321)	-	168	3,004	-
横井工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	-	0	0	104 (46)	-	0	104	1
三島工場 (静岡県 駿東郡 長泉町)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	5,634	5,851	5,136 (163)	-	238	16,861	295
岐阜工場 (岐阜県 岐阜市)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	283	484	652 (12)	-	9	1,429	45
社有林 (静岡県 静岡市他)	その他	-	0	-	-	640 (257,028)	0	641	-

(注) 1 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産等であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 上記の他、主要な賃借の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
特種東海製紙㈱	本社事務所 (東京都中央区)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 その他	建物	166

3 島田工場は、平成28年10月1日付で当社を分割会社とし、新東海製紙株式会社を承継会社とする吸収分割を実施しております。

4 横井工場は、事業構造再構築の施策として閉鎖を決定しました。これに伴い、当該資産について備忘価額まで減損処理を実施しております。

## (2) 国内子会社

## ① 新東海製紙株式会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業	パルプ・洋 紙・板紙設備	7,001	19,048	2,854 (498)	130	29,034	319

## ② 株式会社トライフ

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
本社工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	1,507	3,179	83 (5)	158	4,928	108
関東工場 (栃木県 栃木市)	生活商品事業	紙加工設備	362	240	473 (26)	51	1,128	8
金谷工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	229	502	-	30	762	12
富士工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	紙加工設備	162	90	350 (23)	5	610	17

## ③ 特種東海エコロジー株式会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
鷹岡工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	家庭紙設備	268	1,047	534 (29)	8	1,859	89

(注) 1 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 新東海製紙株式会社 島田工場は、平成28年10月1日付で特種東海製紙株式会社を分割会社とし、新東海製紙株式会社を承継会社とする吸収分割を実施しております。

3 新東海製紙株式会社 島田工場は、事業構造再構築の施策として一部資産の廃棄等を決定しました。これに伴い、当該資産について備忘価額までの減損処理並びに除却処理を実施しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
静岡ロジスティクス㈱ (静岡県駿東郡長泉町)	特殊素材事業	新倉庫建設	1,523	361	自己資金及び借入金	平成27年 8月	平成30年 10月	-

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末現在における重要な設備の除却は次のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	完了予定年月
特種東海製紙㈱ 横井工場 (静岡県島田市)	生活商品事業	生産設備	平成31年 10月

- (注) 1 閉鎖の意思決定時において設備の帳簿価額について減損損失及び事業構造改善費用を計上しております。
- 2 閉鎖の意思決定時において設備の再配置に伴う撤去及び処分等の費用の見積額を事業構造改善引当金として負債計上しております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,000,000
計	45,000,000

(注)平成28年6月24日開催の第9回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。

これにより、株式併合の効力発生日(平成28年10月1日)をもって、普通株式10株を1株に併合し、発行可能株式総数が450,000,000株から45,000,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,329,751	16,329,751	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	16,329,751	16,329,751	—	—

(注)1.平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しました。これにより発行済株式総数は146,967,759株減少し、16,329,751株となっております。

2.平成28年6月24日開催の第9回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成28年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成20年6月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	3(注)1	3(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300(注)1	300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月29日 至 平成40年7月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 1,611 1株当たり資本組入額 806 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役 役、監査役のいずれの地位も 喪失した日の翌日以降10日間 に限り、新株予約権を行使す ることができる。 ②新株予約権者が死亡した場 合は、相続人がこれを行使す ることができるものとする。か かる相続人による新株予約権 の行使の条件は、下記③の契 約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取 締役会決議に基づき、当社と 新株予約権者との間で締結す る「新株予約権割当契約」に 定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社の取締役会の 承認を要するものとする。	同左



	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件</p> <p>上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由</p> <p>当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,610円を合算しております。

(平成21年7月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	11(注)1	11(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,100(注)1	1,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月13日 至 平成41年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 2,171 1株当たり資本組入額 1,086 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。</p> <p>③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価2,170円を合算しております。

(平成22年7月23日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	32(注)1	32(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200(注)1	3,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月11日 至 平成42年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 1,851 1株当たり資本組入額 926 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。</p> <p>③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,850円を合算しております。



(平成23年7月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	67(注)1	67(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,700(注)1	6,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月11日 至 平成43年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 1,151 1株当たり資本組入額 576 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>ホ 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ト 新株予約権の行使の条件</p> <p>上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>チ 新株予約権の取得事由</p> <p>当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,150円を合算しております。

## (平成24年7月17日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	74(注)1	74(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,400(注)1	7,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月11日 至 平成44年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,721 1株当たり資本組入額 861 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,720円を合算しております。

## (平成25年7月18日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	63(注)1	63(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,300(注)1	6,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月13日 至 平成45年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,721 1株当たり資本組入額 861 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左



	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,720円を合算しております。

## (平成26年7月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	89(注)1	89(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900(注)1	8,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月13日 至 平成46年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	1株当たり発行価格 1,911 1株当たり資本組入額 956 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。 (3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,910円を合算しております。

(平成27年8月12日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	72(注)1	72(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,200(注)1	7,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月16日 至 平成47年9月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 3,001 1株当たり資本組入額 1,501 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。</p> <p>(3)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>（1） 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>（2） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>（3） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価3,000円を合算しております。

(平成28年7月22日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	91(注)1	91(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,100(注)1	9,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月12日 至 平成48年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 3,281 1株当たり資本組入額 1,641 (注)2,3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2)新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。</p> <p>(3)新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。</p> <p>(4)(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。</p> <p>(6)(5)の規定により本新株予約権を承継した者(以下、「承継者」という。)は本新株予約権の行使条件(1)にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p>	同左



	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(7)本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。</p> <p>(8)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使の条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p>	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合しております。新株予約権の数及び目的となる株式の数は、当該株式併合による調整を反映しております。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価3,280円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成28年10月1日 (注)	△146,967,759	16,329,751	—	11,485	—	3,985

(注) 普通株式10株を1株に併合したことによる減少です。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	38	19	288	99	3	12,064	12,511	—
所有株式数 (単元)	—	43,198	1,039	66,301	7,448	3	44,353	162,342	95,551
所有株式数の 割合 (%)	—	26.61	0.64	40.84	4.59	0.00	27.32	100	—

(注) 1 自己株式1,426,183株は、「個人その他」に14,261単元、「単元未満株式の状況」に83株含まれております。

2 「その他の法人」には証券保管振替機構名義の株式が、2単元含まれております。

3 平成28年6月24日開催の第9回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。

これにより、株式併合の効力発生日 (平成28年10月1日) をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

## (7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	1,380	8.45
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)(注1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	650	3.98
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	575	3.53
中央建物株式会社	東京都中央区銀座2丁目6-12	550	3.37
新生紙パルプ商事株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目8	503	3.08
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町2-60	490	3.00
特種東海製紙取引先持株会	東京都中央区八重洲2丁目4-1	435	2.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	371	2.27
王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座4丁目7-5	300	1.84
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)(注2)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	266	1.63
計	—	5,522	33.82

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は266千株であります。

なお、それらの内訳は年金信託設定分30千株、投資信託設定分131千株、その他信託分104千株となっております。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は266千株であります。

なお、それらの内訳は年金信託設定分23千株、投資信託設定分227千株、その他信託分15千株となっております。

3 上記のほか、当社が所有している自己株式が1,426千株あります。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,426,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,808,100	148,081	—
単元未満株式	普通株式 95,551	—	—
発行済株式総数	16,329,751	—	—
総株主の議決権	—	148,081	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

②【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 特種東海製紙株式会社	静岡県島田市向島町 4379番地	1,426,100	—	1,426,100	8.73
計	—	1,426,100	—	1,426,100	8.73

(9)【ストックオプション制度の内容】

①平成20年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名(うち社外取締役1名) 当社監査役 4名(うち社外監査役3名) 当社子会社の役員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

②平成21年6月23日開催の定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役1名) 当社監査役 4名(うち社外監査役2名) 当社子会社の取締役 1名 当社子会社の監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

③平成22年7月23日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年7月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

④平成23年7月15日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名（うち社外取締役1名） 当社監査役 4名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑤平成24年7月17日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名（うち社外取締役1名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑥平成25年7月18日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名（うち社外取締役1名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑦平成26年7月15日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名（うち社外取締役1名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑧平成27年8月12日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名（うち社外取締役2名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。



⑨平成28年7月22日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	平成28年7月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名（うち社外取締役2名） 当社監査役 3名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号及び会社法第155条第9号による普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成28年10月24日) での決議状況 (取得日 平成28年10月24日)	322	1, 155, 980
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	322	1, 155, 980
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しました。この株式併合により生じた1株に満たない端数の処理について、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買取りを行ったものです。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	4, 599	4, 389, 014
当期間における取得自己株式	134	566, 940

(注) 1. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しました。当事業年度における取得自己株式4,599株の内訳は、株式併合前3,837株、株式併合後762株であります。

(注) 2. 当期間における取得自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
そ の 他 (新株予約権の権利行使) (株式併合による減少)	490, 000 12, 825, 894	90, 911, 000 —	— —	— —
保有自己株式数	1, 426, 183	—	1, 426, 317	—

(注) 1. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しました。当事業年度における新株予約権の権利行使490,000株は、全て株式併合前であります。

2. 当期間における処理自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式数は含めておりません。

3. 当期間における保有自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施することを、経営の基本に据えております。併せて、大きな変革が進む当業界にあって、企業価値をより一層高めるために、将来の事業展開に備えた内部留保も重要課題と位置付け、配当性向は30%以上を目線とし、バランスの取れた利益配分を志向してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、期末配当は1株当たり20円の記念配当を加え、1株当たり45円とさせていただきます。なお当社は平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。この結果、1株当たりの年間配当金は、株式併合後に換算いたしますと、中間配当25円と合わせまして、70円となります。

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日としております。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることが出来る旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準として中間配当をすることが出来る旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年11月14日 取締役会決議	372	(注) 2.5
平成29年6月23日 定時株主総会決議	670	45.0

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日付の株式併合は加味していません。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	238	235	296	416	381(4,665)
最低(円)	165	181	202	270	317(3,350)

(注) 1. 上記株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場相場であります。

2. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合したため、第10期の株価については株式併合前の最高・最低株価を記載し、()内に株式併合後の最高・最低株価を記載しております。

#### (2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	3,645	4,000	4,000	4,035	4,355	4,665
最低(円)	3,490	3,350	3,895	3,945	4,000	4,165

(注) 上記株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場相場であります。

## 5 【役員 の 状 況】

男性12名 女性2名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員		松田 裕司	昭和37年 6月10日生	昭和60年3月 特種製紙(株)入社 平成9年9月 東京大学博士号(農学)取得 平成18年3月 特種製紙(株)理事営業本部副本部長兼営業企画部長、特種紙商事(株)(現(株)T Tトレーディング)代表取締役社長 平成21年6月 当社執行役員 特種製紙(株)執行役員営業開発本部長 平成23年6月 当社取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長 平成24年6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長 平成26年6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長 平成28年4月 同 代表取締役社長社長執行役員(現職)	(注) 3	1,546
取締役 専務執行役員	社長補 佐経営 企画管 理室長	大島 一宏	昭和32年 6月8日生	昭和55年4月 大倉事業(株)入社 平成11年2月 東海バルブ(株)入社 平成19年4月 当社秘書室長 東海バルブ(株)総務人事部長 平成22年6月 当社取締役社長室長 平成23年6月 同 取締役社長室長兼産業素材事業グループ副事業グループ長 平成25年4月 同 取締役社長室長兼生活商品事業グループ長 平成26年6月 同 取締役専務執行役員社長室長 平成27年6月 同 取締役専務執行役員産業素材事業グループ長 平成28年4月 同 取締役専務執行役員社長補佐経営企画管理室長(現職)	(注) 3	2,100
取締役 常務執行役員	財務・ I R室 長	関根 常夫	昭和31年 11月5日生	昭和54年4月 (株)三菱銀行入行 平成6年10月 同 マドリッド支店長 平成11年5月 (株)東京三菱銀行開発金融部次長 (航空機G r 担当) 平成16年5月 同 欧州投資銀行部長 平成18年12月 (株)三菱東京U F J銀行ストラクチャードファイ ナンス部長 平成21年5月 当社経営戦略室長付顧問 平成21年6月 同 執行役員財務・I R室長 平成22年6月 同 取締役財務・I R室長 平成26年6月 同 取締役常務執行役員財務・I R室長 (現職)	(注) 3	1,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	海外事 業本 部 長	柳川 勝彦	昭和31年 12月8日生	昭和55年4月 三菱商事(株)入社 平成24年4月 同 理事関西支社副支社長兼繊維原料資材部長 平成25年4月 同 理事独国三菱商事事社長兼欧州・アフリ カ統括補佐(北・中東欧)兼ベルリン支店長兼 フランクフルト支店長 平成28年4月 同 生活産業グループ付 平成28年5月 当社海外事業推進センター長付 平成28年6月 同 取締役常務執行役員海外事業本部長 (現職)	(注) 3	100
取締役 執行役員	生活商 品カン パニー CEO	紅林 昌巳	昭和27年 5月26日生	昭和50年4月 東海パルプ(株)入社 平成20年6月 同 取締役常務執行役員工場長 平成21年6月 当社取締役執行役員 東海パルプ(株)取締役常務執行役員工場長 平成23年6月 当社常務取締役総合開発センター長 兼技術開発本部長 平成26年6月 同 取締役執行役員生活商品事業グループ長 (株)トライフ代表取締役社長(現職) 平成28年4月 当社取締役執行役員生活商品カンパニーCEO (現職)	(注) 3	3,800
取締役 執行役員	産業素 材カン パニー CEO	渡邊 克宏	昭和35年 10月6日生	昭和58年4月 キヤノン(株)入社 平成11年4月 東海パルプ(株)入社 平成22年6月 当社執行役員産業素材事業グループ島田工場長 兼原動部長 平成24年2月 同 執行役員産業素材事業グループグループ統 括部担当 平成25年4月 同 マネージングディレクター産業素材事業グ ループ副事業グループ長 平成25年7月 同 マネージングディレクター社長室経営企画 部長 平成26年6月 同 取締役執行役員総合開発センター長 平成28年4月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO (現職)	(注) 3	600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	フィブ リック 事業本 部長	毛利 豊寿	昭和41年 6月22日生	平成3年3月 特種製紙㈱入社 平成15年4月 同 総合技術研究所長兼技術研究所長 平成18年3月 同 理事特殊機能紙事業部長 平成19年4月 同 執行役員生産本部三島工場長 平成20年4月 同 執行役員生産本部副本部長 平成22年6月 当社執行役員総合開発センター研究開発本部長 兼基礎研究所長 平成23年6月 同 マネージングディレクター総合開発センタ ー先端素材開発本部長 平成26年6月 同 取締役執行役員フィブリック事業本部長 (現職)	(注) 3	946
取締役 執行役員	特殊素 材カン パニー CEO	大沼 裕之	昭和40年 2月23日生	昭和62年3月 特種製紙㈱入社 平成17年4月 同 東京支店長兼東京営業部長 兼特殊印刷用紙部長 平成18年3月 同 東京支店長兼特殊印刷用紙部長兼営業企画 部担当部長兼海外営業担当専任部長 平成20年4月 同 営業開発本部ファンシー営業開発部長 平成21年4月 同 営業開発本部機能紙営業部長 平成22年4月 当社特殊素材事業グループ営業開発本部機能紙 営業部長 平成25年7月 同 特殊素材事業グループ営業本部長 平成26年6月 同 執行役員特殊素材事業グループ営業本部長 平成28年4月 同 執行役員特殊素材カンパニーCEO 平成28年6月 同 取締役執行役員特殊素材カンパニーCEO (現職)	(注) 3	273
取締役 執行役員	経営企 画管理 室南ア ルプス 事業本 部長	佐野 倫明	昭和41年 1月31日生	平成元年4月 大昭和製紙㈱入社 平成16年12月 特種製紙㈱入社 平成22年4月 当社特殊素材事業グループ三島工場長 平成22年6月 同 執行役員特殊素材事業グループ三島工場長 平成24年6月 同 マネージングディレクター特殊素材事業グ ループ副事業グループ長兼三島工場長 平成26年6月 同 執行役員社長室経営企画本部長 平成27年6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グル ープ長兼島田工場長 平成28年4月 同 執行役員産業素材カンパニーCOO 兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業 本部長 平成28年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCOO 兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業 本部長 平成28年10月 同 取締役執行役員経営企画管理室南アルプス 事業本部長 (現職) 新東海製紙㈱代表取締役社長 (現職)	(注) 3	200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)		木村 実	昭和21年 6月18日生	昭和46年4月 東京大学助手農学部採用 昭和53年10月 アメリカ合衆国、ニューヨーク州立大学博士研究員 昭和59年4月 大蔵省印刷局入局 平成14年7月 財務省印刷局製造部長 平成15年4月 独立行政法人国立印刷局理事 (開発部、セキュリティ製品事業部担当) 平成21年4月 東京大学大学院農学生命科学研究科製紙科学研究室特任教授 平成28年6月 当社社外取締役 (現職)	(注) 3	—
取締役 (社外)		大竹 優子	昭和50年 7月18日生	平成10年4月 ソニー(株)入社 平成14年7月 ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ出向 平成17年4月 ソニーピクチャーズ・エンタテインメント出向 平成19年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ出向 平成20年7月 ソニー(株) 平成23年9月 デビアスダイヤモンドジュエラーズジャパン(株)入社 平成26年2月 同 取締役ジャパンディレクター (現職) 平成28年6月 当社社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) デビアスダイヤモンドジュエラーズジャパン(株) 取締役ジャパンディレクター	(注) 3	100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常任監査役 (常勤)		三谷 充弘	昭和31年 1月28日生	昭和55年4月 ㈱静岡銀行入行 平成15年6月 同 審査第一グループ長 平成16年4月 特種製紙㈱経営戦略室長 平成17年4月 同 経営企画本部長兼経営戦略室長 平成17年8月 同 理事経営企画本部長兼経営戦略室長 平成18年3月 同 執行役員社長室長 平成19年4月 同 執行役員総合企画本部副本部長 当社財務・IR室長 平成19年7月 特種製紙㈱執行役員総合企画本部長 当社財務・IR室長 平成21年4月 (公財) 紙の博物館監事(非常勤) (現職) 平成21年6月 当社常任監査役(常勤監査役) (現職) (重要な兼職の状況) (公財) 紙の博物館監事(非常勤)	(注) 4	4,260
監査役 (社外)		大倉 喜彦	昭和14年 4月22日生	昭和37年4月 大倉商事㈱入社 平成7年6月 ㈱ホテルオークラ監査役 中央建物㈱取締役 平成10年6月 大倉商事㈱代表取締役社長 平成11年12月 (公財) 大倉文化財団理事 (現職) 大倉集古館館長 (現職) 平成12年6月 ㈱リーガルコーポレーション社外監査役 (現職) 西戸崎開発㈱社外取締役 (現職) 平成13年6月 ㈱ニッピ社外監査役 (現職) ㈱ホテルオークラ取締役 平成13年9月 ㈱ホテルオークラ新潟社外取締役 (現職) 平成14年6月 中央建物㈱代表取締役社長 (現職) (学) 東京経済大学理事・評議員 東海パルプ㈱社外監査役 平成15年4月 (学) 関西大倉学園理事 (現職) 平成19年4月 当社社外監査役 (現職) 平成22年6月 ㈱ホテルオークラ取締役会長 (現職) (重要な兼職の状況) 中央建物㈱代表取締役社長 ㈱リーガルコーポレーション社外監査役 ㈱ホテルオークラ取締役会長 ㈱ニッピ社外監査役 ㈱ホテルオークラ新潟社外取締役 西戸崎開発㈱社外取締役 (公財) 大倉文化財団理事 (学) 関西大倉学園理事	(注) 4	—



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (社外)		上田 廣美	昭和34年 6月28日生	昭和57年4月 日本ビクター(株)入社 平成7年10月 リファインテック(株)入社 平成11年4月 亜細亜大学法学部講師 駿河台大学法学部非常勤講師 平成13年4月 亜細亜大学法学部助教授 平成18年4月 同法学部教授 (現職) 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師 平成24年9月 エクス・マルセイユ大学客員教授 平成27年6月 当社社外監査役 (現職) (重要な兼職の状況) 亜細亜大学教授	(注) 4	—
				計		15,625

- (注) 1 取締役木村実氏及び大竹優子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役大倉喜彦氏及び上田廣美氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成29年6月23日の定時株主総会の時から平成30年3月期にかかる定時株主総会終了の時までであります。
- 4 監査役任期は、平成27年6月19日の定時株主総会の時から平成31年3月期にかかる定時株主総会終了の時までであります。
- 5 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
河合 稔	昭和33年 3月10日生	昭和55年4月 東海パルプ(株)入社 平成19年4月 同 財務部長 平成21年6月 当社財務・IR室副室長 平成25年7月 同 財務・IR室経理管理部長 平成27年6月 同 監査室長兼内部統制室長 平成28年4月 同 内部統制・監査室長 (現職)	(注) 2	700
神 洋明	昭和24年 4月8日生	昭和54年4月 弁護士 (現職) 平成12年4月 第一東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 平成15年10月 特種紙商事(株) (現(株)T Tトレーディング) 社外監査役 平成26年4月 第一東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 [重要な兼職の状況] 弁護士 東亜道路工業(株)社外監査役	(注) 2	—

- (注) 1 神洋明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 2 補欠監査役任期は、就任した時から退任した監査役任期の満了の時までであります。

(ご参考)

当社は、事業を取り巻く経営環境の変化に適切かつ迅速に対応し、機動的かつスピーディーな業務執行を行うため、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離するとともに業務執行責任を明確にするため執行役員制度を導入しております。なお、取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

執行役員	影山 正樹	特殊素材カンパニー三島工場長
執行役員	福井 里司	経営企画本部長
執行役員	尾崎 光明	特殊素材カンパニー営業本部長
執行役員	田中 浩之	総務人事本部長、総務部長
執行役員	田中 秀紀	品質保証センター長、産業・生活品質保証部長
執行役員	秋山 宏介	研究開発センター長

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスについて、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーから信頼・支持され続ける企業であるために、迅速性、効率性、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立とその強化・充実に努める必要があると考えております。

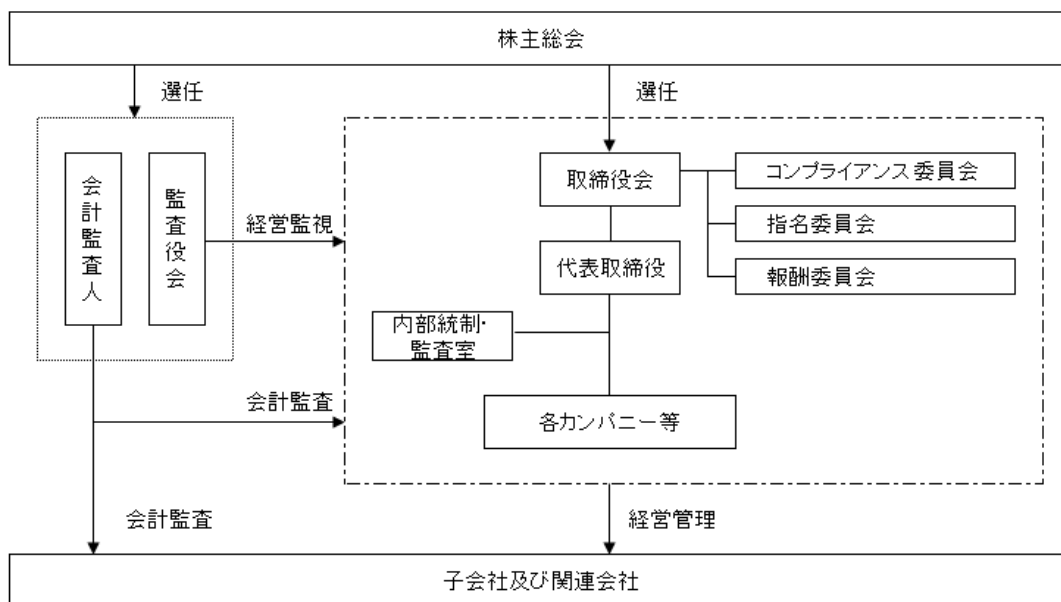
#### ① 企業統治の体制

##### イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、平成29年6月23日現在で、取締役11名、監査役3名を選任しております。監査役会は、取締役で構成された取締役会に出席し、積極的な監査活動を行い、取締役会は、原則月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略策定、業務監督等に対して迅速に対応しております。また、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成されるコンプライアンス委員会・指名委員会・報酬委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンスを統括し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。指名委員会及び報酬委員会は、役員の選解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。

業務執行上の課題解決、業務改善の進捗・効果確認、意思統一を目的とした「カンパニー実績報告会」を月1回、「事業本部及びセンター実績報告会」を隔月に1回開催し、当社の各部門及び子会社各社の業務遂行状況・業務報告を行っております。さらに経営上の重要課題を審議する「常務会」を適宜開催し、経営課題等について情報の共有化を図る「執行役員連絡会」を原則毎週1回開催しております。

当社及び当社子会社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定しており、計画達成に向け、当社の部門及び子会社各社の計数管理と施策の進捗を管理しております。



(取締役及び監査役の定数並びに取締役の資格制限)

当社は、取締役を15名以内、監査役を4名以内とする旨を定款に定めております。なお、取締役の資格制限に関しては、特に定款において定めはありません。

(取締役及び監査役の選任の決議要件)

当社の取締役及び監査役は、株主総会によって選任され、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(取締役の解任の決議要件)

当社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として監査役設置会社制度を採用している理由は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、社外視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保され则认为しているからです。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を定め、この方針に則り、業務の有効性と効率性を引き上げることにより業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスク管理に努めるとともに、経営環境の変化に際し、随時更新・維持・改善をしております。

また、当社は、常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、当社の組織及び体制に関する審議・承認を行い、重大なコンプライアンス違反(不詳事件を含む)が発生した場合の関連部門への調査の指示、調査報告の受理、再発防止策の審議、決定及び取締役会への報告を行っております。また、その他、重要なコンプライアンス上の課題の審議、承認及び取締役会への上程・報告を行っております。

なお、当社は金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、本基本方針のもと財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を作成することとしております。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社及び当社グループ会社に発生し得るリスクの防止に係る管理体制の整備と発生したリスクへの対応等を「特種東海製紙グループリスク管理規程」に定め、「リスク管理委員会」を年1回開催し、当社グループのリスクの抽出、確認、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行っております。また、リスクマネジメントについての教育を全社的に実施し、その体制についての整備・運用状況の評価のため、評価対象ごとにそれぞれ個別ヒアリングを実施しております。その他、災害時の様々な状況を想定した全社的な訓練を行い、また、緊急連絡網の整備や安否確認システムのテスト等を実施しております。

ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は「グループ会社管理規定」を定め、子会社を含む関係会社が整備すべき管理体制および遵守すべき事項ならびに当社のグループ会社の管理に関する主要な事項について、各グループ会社に周知し、グループ管理体制を構築しております。また、グループ会社から当社に対し経営上の重要事項を定期的に報告させ、グループ会社における業務執行状況、リスク管理状況を把握、管理しております。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、業務執行の適正性等を監査するため、社長直轄の内部統制・監査室(5名)を設置しております。内部統制・監査室は、年間の監査計画に基づき当社及び当社グループ会社の業務執行の適正性・妥当性・効率性について監査し、評価と提言を行っております。また、内部監査結果は、社長及び監査役に報告するとともに、必要に応じて取締役会においても報告しております。

当社の監査役は3名でそのうち2名は社外監査役であります。常任監査役(常勤監査役)三谷充弘は、金融機関の調査・審査部門における長年の経験があり、また、当社において財務部門の経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社監査役は、監査計画に従い、当社及び当社グループ会社の重要な会議への出席や稟議書を初めとした各種書類の閲覧及びヒアリングを行い、内部統制・監査室と連携し、効率的な監査の実施を行っております。具体的には、取締役会に出席して必要に応じて発言するとともに、全稟議書を閲覧して取締役や使用人に説明を求め、是正が必要な場合には助言を行っております。

### ③ 会計監査の状況

当社は会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任し監査契約を結び、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。当期の会計監査業務を執行した公認会計士は、田中敦、芦川弘の2名であります。

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名及びその他11名であります。また、監査役会とも定期的に意見交換をすることでお互いを補完する関係を構築しております。

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

### ④ 社外取締役及び社外監査役

#### イ. 員数、当社との人的・資本的関係又は取引その他の利害関係及び選任状況に関する当社の考え方

当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

当社社外取締役である木村実は、官公庁や大学での紙に関する研究開発等で蓄積された豊富な知識と経験をもとに、当社の研究開発への貴重な助言をいただいております。同氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役として客観的な立場からの助言や指摘が十分可能であると判断し、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

当社社外取締役である大竹優子は、グローバル企業での豊富な経験や知識と経営者としての実績を生かし、当社のガバナンス向上並びにダイバーシティ推進に対し客観的な立場からの助言が期待できることから、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。また、同氏は、デビアスダイヤモンドジュエラーズジャパン(株)の取締役ジャパンディレクターを兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

当社社外監査役である大倉喜彦は、企業経営者及び多数の社外役員としての経験、見識に基づき、取締役会・監査役会において意見を述べるなど、経験等を踏まえた独立的判断が発揮されていることから、社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。同氏は、当社の株主である中央建物(株)の代表取締役社長であり、平成29年3月末時点において、同社が当社株式3.37%を保有するとともに当社が同社株式を100千株保有する資本的関係がありますが、当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。同氏は、(株)ニッピの社外監査役を兼任しており、平成29年3月末時点において、同社が当社株式0.31%を保有するとともに当社が同社株式を250千株保有する資本的関係がありますが、重要性はないものと判断しております。同氏は、公益財団法人大倉文化財団の理事を兼任しており、平成29年3月末時点において、同財団が当社株式0.01%を保有しております。また、同財団は当社の寄付先ですが、3年間の平均額は1,000万円を下回っており僅少であるため重要性はないものと判断しております。同氏は、(株)ホテルオークラの取締役会長を兼任しており、平成29年3月末時点において、当社が同社株式を3千株保有する資本的関係がありますが、重要性はないものと判断しております。同氏は、(株)リーガルコーポレーションの社外監査役、(株)ホテルオークラ新潟の社外取締役、西戸崎開発(株)の社外取締役、学校法人関西大倉学園の理事を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

当社社外監査役である上田廣美は、大学における法学に関する研究活動をもとに、当社のコーポレートガバナンス体制のより一層の強化に寄与していただけると考えております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。また、同氏は、亜細亜大学法学部教授を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。

ロ. 当社の企業統治において果たす機能及び役割について

当社は、経営の監視・監督機能を強化するため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しております。

ハ. 選任における当社の独立性に関する基準又は方針の内容

当社の社外役員に関する独立性判断基準は、以下の基準に該当しないものといたします。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社子会社（以下、当社グループ）の業務執行者であったもの
2. 当社の大株主である企業等（子会社は重要であるものに限る）に所属するものまたは業務執行者であるもの
3. 当社グループの主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
4. 当社グループを主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士であるもの
6. 当社グループから多額の寄付を受けているものまたは団体に所属する業務執行者であるもの
7. 当社グループの業務執行者の配偶者または2親等以内の親族であるもの
8. 前各項にかかわらず、当社と利益相反関係が生じる事由が生じるもの

- (注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員及び部長格以上その他これらに準じる者をいう。
2. 大株主とは、当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者または団体をいう。
3. 主要取引先とは、双方グループいずれかにおいて、過去3年間に連結売上高の2%以上の支払いが発生したものをいう。
4. 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が過去3年間の平均で1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいう。
5. 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付をいう。

ニ. 監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について

社外監査役は会計監査人、その他の監査役及び内部統制・監査室との間で意見交換を行う等、相互に連携を図って監査を実施するなど内部統制の推進に寄与しております。さらに、社外取締役及び社外監査役は、取締役会等においても適宜報告及び意見交換をしております。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	213	188	25	—	—	11
監査役 (社外監査役を除く。)	16	15	1	—	—	1
社外役員	24	22	2	—	—	6

(注) 1 取締役の報酬限度額は平成21年6月23日開催の第2回定時株主総会決議により年額450百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)となっております。

2 監査役の報酬限度額は平成19年2月21日開催の東海パルプ(株)及び特種製紙(株)における株主総会決議により承認された株式移転計画に基づき、年額50百万円以内となっております。

ロ. 当該年度に支払った退職慰労金

平成20年6月26日開催の第1回定時株主総会決議に基づき、平成28年6月24日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

なお、平成20年5月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を第1回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同総会にお決議いたしております。

- ・取締役 3名41百万円 (うち社外取締役2名に対し3百万円)
- ・監査役 該当者なし

(上記取締役の金額には、上記イ、及び過年度の報告書において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額のうち、取締役分41百万円が含まれております。)

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会の決議をもって総額の上限を定め、「報酬委員会」において、その水準、体系、役員個々人の金額等の審議を行っております。

⑥ 株式保有の状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
52銘柄 16,781百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
大王製紙(株)	3,871,000	3,673	提携関係の円滑な推進と強化
(株)静岡銀行	1,880,000	1,526	財務関係取引の円滑な推進
レンゴー(株)	1,884,000	1,070	営業取引の円滑な推進と強化
大成建設(株)	1,325,000	985	事業活動の円滑な推進と強化
(株)トーモク	2,700,000	747	営業取引の円滑な推進と強化
王子ホールディングス(株)	1,500,075	678	提携関係の円滑な推進と強化
日清紡ホールディングス(株)	500,000	597	提携関係の円滑な推進と強化
三菱製紙(株)	4,583,000	366	営業取引の円滑な推進と強化
平和紙業(株)	814,100	328	営業取引の円滑な推進と強化
大日本印刷(株)	296,000	296	営業取引の円滑な推進と強化
(株)ニッピ	250,000	164	事業活動の円滑な推進と強化
昭和パックス(株)	260,000	130	営業取引の円滑な推進と強化
中央紙器工業(株)	100,000	124	営業取引の円滑な推進と強化
ダイナパック(株)	400,000	106	営業取引の円滑な推進と強化
凸版印刷(株)	100,000	94	営業取引の円滑な推進と強化
イチカワ(株)	45,139	12	資材取引の円滑な推進と強化
(株)ホギメディカル	1,700	10	営業取引の円滑な推進と強化
ニッポン高度紙工業(株)	1,000	0	業界の情報収集



当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
大王製紙(株)	3,871,000	5,508	提携関係の円滑な推進と強化
(株)静岡銀行	1,880,000	1,703	財務関係取引の円滑な推進
レンゴー(株)	1,884,000	1,211	事業活動の円滑な推進と強化
大成建設(株)	1,325,000	1,074	事業活動の円滑な推進と強化
(株)トーモク	2,700,000	904	事業活動の円滑な推進と強化
王子ホールディングス(株)	1,500,075	781	提携関係の円滑な推進と強化
日清紡ホールディングス(株)	500,000	556	提携関係の円滑な推進と強化
大日本印刷(株)	296,000	355	営業取引の円滑な推進と強化
平和紙業(株)	814,100	350	営業取引の円滑な推進と強化
三菱製紙(株)	458,300	335	営業取引の円滑な推進と強化
(株)ニッピ	250,000	225	事業活動の円滑な推進と強化
昭和ボックス(株)	130,000	182	事業活動の円滑な推進と強化
中央紙器工業(株)	100,000	124	事業活動の円滑な推進と強化
凸版印刷(株)	100,000	113	営業取引の円滑な推進と強化
ダイナパック(株)	400,000	110	事業活動の円滑な推進と強化
イチカワ(株)	45,139	13	資材取引の円滑な推進と強化
(株)ホギメディカル	1,700	11	営業取引の円滑な推進と強化
ニッポン高度紙工業(株)	1,000	0	業界の情報収集

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項及びその理由

イ. 自己株式取得の決定

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することが出来る旨を定款で定めております。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

ロ. 中間配当の決定

当社は、取締役会決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることが出来る旨を定款で定めております。これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	59	—	52	—
連結子会社	—	0	8	0
計	59	0	60	0

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模、特性、監査日数等を勘案した上で定めております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当機構及び企業会計基準委員会等が開催する研修に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,167	11,474
受取手形及び売掛金	22,062	23,678
商品及び製品	6,303	4,324
仕掛品	708	755
原材料及び貯蔵品	5,200	4,860
繰延税金資産	774	532
その他	697	1,450
貸倒引当金	△52	△5
流動資産合計	44,861	47,071
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	47,768	48,357
減価償却累計額	△30,531	△31,527
建物及び構築物（純額）	※1,※3 17,237	※1,※3 16,829
機械装置及び運搬具	157,236	162,370
減価償却累計額	△127,540	△129,523
機械装置及び運搬具（純額）	※1 29,695	※1 32,847
土地	※1 12,871	※1 12,870
建設仮勘定	2,196	717
その他	6,374	6,396
減価償却累計額	△5,241	△5,265
その他（純額）	※1 1,133	※1 1,130
有形固定資産合計	63,135	64,395
無形固定資産		
のれん	17	0
その他	341	361
無形固定資産合計	359	361
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 17,385	※2 18,908
繰延税金資産	216	260
その他	※2 1,051	※2 865
貸倒引当金	△63	△62
投資その他の資産合計	18,589	19,971
固定資産合計	82,084	84,728
資産合計	126,945	131,799

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,986	11,943
短期借入金	※1 12,894	※1 5,392
1年内返済予定の長期借入金	※1 1,841	※1 13,155
未払法人税等	448	1,562
繰延税金負債	6	6
賞与引当金	377	380
環境対策引当金	237	27
その他	※3 6,799	※3 4,959
流動負債合計	33,592	37,427
固定負債		
長期借入金	※1 25,924	※1 13,912
繰延税金負債	372	1,163
役員退職慰労引当金	56	70
環境対策引当金	—	91
事業構造改善引当金	—	2,072
退職給付に係る負債	1,481	1,508
資産除去債務	789	786
その他	※3 193	※3 95
固定負債合計	28,818	19,700
負債合計	62,410	57,128
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金	14,472	15,396
利益剰余金	38,960	40,561
自己株式	△3,020	△2,835
株主資本合計	61,896	64,608
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,616	4,262
退職給付に係る調整累計額	△470	△444
その他の包括利益累計額合計	2,145	3,817
新株予約権	169	108
非支配株主持分	323	6,135
純資産合計	64,535	74,670
負債純資産合計	126,945	131,799

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	78,460	77,718
売上原価	※1, ※3 63,706	※1, ※3 63,658
売上総利益	14,753	14,060
販売費及び一般管理費	※2, ※3 11,003	※2, ※3 9,352
営業利益	3,750	4,708
営業外収益		
受取利息	63	62
受取配当金	250	288
受取賃貸料	119	143
受取保険金	70	79
持分法による投資利益	79	245
その他	230	206
営業外収益合計	815	1,025
営業外費用		
支払利息	335	291
設備維持費用	77	66
その他	225	300
営業外費用合計	639	658
経常利益	3,926	5,075
特別利益		
固定資産売却益	※4 44	※4 22
投資有価証券売却益	138	87
関係会社株式売却益	—	5
受取保険金	0	※5 2,027
国庫補助金	—	※6 3,232
特別利益合計	183	5,375
特別損失		
固定資産売却損	—	※7 9
固定資産除却損	※8 293	※8 114
減損損失	※9 173	※9 16
環境対策引当金繰入額	27	106
異常操業損失	※10 215	—
火災損失	—	※11 90
支払補償費	—	※12 62
事業構造改善費用	—	※13 3,905
その他	0	9
特別損失合計	711	4,313
税金等調整前当期純利益	3,399	6,137
法人税、住民税及び事業税	612	1,662
法人税等調整額	235	134
法人税等合計	847	1,796
当期純利益	2,551	4,341
非支配株主に帰属する当期純利益	52	488
親会社株主に帰属する当期純利益	2,498	3,852

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	2,551	4,341
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△882	1,905
退職給付に係る調整額	△371	26
持分法適用会社に対する持分相当額	48	△255
その他の包括利益合計	※ △1,204	※ 1,676
包括利益	1,346	6,017
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,294	5,525
非支配株主に係る包括利益	52	492

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	14,471	37,204	△3,014	60,146
当期変動額					
剰余金の配当			△742		△742
親会社株主に帰属する当期純利益			2,498		2,498
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
持分法の適用範囲の変動					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	1,755	△6	1,749
当期末残高	11,485	14,472	38,960	△3,020	61,896

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,449	△99	3,349	129	271	63,897
当期変動額						
剰余金の配当						△742
親会社株主に帰属する当期純利益						2,498
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						
持分法の適用範囲の変動						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△832	△371	△1,204	40	52	△1,111
当期変動額合計	△832	△371	△1,204	40	52	637
当期末残高	2,616	△470	2,145	169	323	64,535



	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	14,472	38,960	△3,020	61,896
当期変動額					
剰余金の配当			△744		△744
親会社株主に帰属する当期純利益			3,852		3,852
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△5		97	91
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		930			930
持分法の適用範囲の変動			△1,506	93	△1,412
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	924	1,601	185	2,711
当期末残高	11,485	15,396	40,561	△2,835	64,608

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,616	△470	2,145	169	323	64,535
当期変動額						
剰余金の配当						△744
親会社株主に帰属する当期純利益						3,852
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						91
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						930
持分法の適用範囲の変動						△1,412
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,646	26	1,672	△61	5,812	7,423
当期変動額合計	1,646	26	1,672	△61	5,812	10,135
当期末残高	4,262	△444	3,817	108	6,135	74,670

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,399	6,137
減価償却費	6,595	6,482
減損損失	173	16
のれん償却額	100	16
貸倒引当金の増減額(△は減少)	43	△26
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△21	65
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	3	13
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△185	△118
受取利息及び受取配当金	△314	△351
支払利息	335	291
持分法による投資損益(△は益)	△79	△245
有形固定資産除却損	293	114
有形固定資産売却損益(△は益)	△44	△13
投資有価証券売却損益(△は益)	△138	△87
関係会社株式売却損益(△は益)	—	△5
受取保険金	△70	△2,107
補助金収入	—	△3,232
火災損失	—	90
事業構造改善費用	—	3,905
売上債権の増減額(△は増加)	95	△1,615
たな卸資産の増減額(△は増加)	△983	714
仕入債務の増減額(△は減少)	△901	956
未払消費税等の増減額(△は減少)	△209	△304
その他	101	86
小計	8,192	10,782
利息及び配当金の受取額	314	351
利息の支払額	△333	△301
保険金の受取額	524	1,910
法人税等の支払額	△412	△723
法人税等の還付額	337	7
火災損失の支払額	—	△54
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,622	11,972

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△126	△138
定期預金の払戻による収入	66	150
有形固定資産の取得による支出	△7,602	△11,118
有形固定資産の除却による支出	△39	△43
有形固定資産の売却による収入	243	44
無形固定資産の取得による支出	△26	△100
国庫補助金等の受入による収入	—	2,795
投資有価証券の取得による支出	△10	△11
投資有価証券の売却による収入	467	1,057
関係会社株式の取得による支出	△18	△56
関係会社株式の売却による収入	—	450
その他	△52	116
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,097	△6,854
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,203	△7,502
長期借入れによる収入	3,200	1,200
長期借入金の返済による支出	△2,081	△1,897
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	△4	△5
配当金の支払額	△743	△744
セール・アンド・割賦バックによる支出	△95	△96
非支配株主からの払込みによる収入	—	6,250
その他	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△928	△2,795
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	592	2,319
現金及び現金同等物の期首残高	8,424	9,017
現金及び現金同等物の期末残高	※1 9,017	※1 11,336

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社名は、「第1.企業の概況、4.関係会社の状況」に記載しているため記載を省略しております。

当連結会計年度において新東海製紙(株)を承継会社とする吸収分割を実施したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

#### (2) 非連結子会社の数 1社

(株)TOSロジスティクス

#### (3) 連結の範囲から除外した理由

上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用関連会社の数 2社

主要な持分法適用関連会社の名称

大一コンテナ(株)、日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)

当連結会計年度において当社が保有する(株)竹尾の株式を一部売却したことに伴い、同社を持分法適用の範囲から除外しております。また日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)を承継会社とする吸収分割を実施したことに伴い、同社を持分法適用の範囲に含めております。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社1社(株)TOSロジスティクス)及び関連会社3社(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(有)渡辺紙工)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

### 3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの…移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ…時価法

##### ③たな卸資産

主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

減価償却は以下の方法を採用しております。

機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 3～22年

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

- ③リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金  
 一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金  
 一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④環境対策引当金  
 当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。
- ⑤事業構造改善引当金  
 当社及び一部の連結子会社は工場における資産の更なるスリム化による資産効率改善及び固定費圧縮の観点から、事業構造再構築の施策として、設備の再配置に伴う撤去及び処分等の費用の見積額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、均等補正した給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法  
 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④小規模企業等における簡便法の採用  
 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
 繰延ヘッジ処理によっております。  
 なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- a ヘッジ手段  
 為替予約取引  
 ヘッジ対象  
 1年以内に決済が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務
- b ヘッジ手段  
 金利スワップ  
 ヘッジ対象  
 借入金の利息
- ③ヘッジ方針  
 当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法  
 当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定期的に償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(追加情報)

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
建物及び構築物	5,257	(5,257)百万円	5,241	(5,241)百万円
機械装置及び運搬具	17,233	(17,233)	20,175	(20,175)
土地	2,499	(1,999)	2,362	(1,862)
有形固定資産その他	12	(-)	12	(-)
計	25,003	(24,490)	27,791	(27,278)

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
短期借入金	800	(-)百万円	450	(-)百万円
1年内返済予定の長期 借入金	14	(14)	1,850	(1,200)
長期借入金	4,200	(3,550)	2,350	(2,350)
計	5,014	(3,564)	4,650	(3,550)

( ) の金額 (内数) は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券 (株式)	2,405百万円	1,866百万円
その他 (出資金)	2	2
計	2,407	1,868

※3 セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたものは次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
帳簿価額の内訳	建物及び構築物	418百万円	407百万円
対応する債務	流動負債 その他	96	97
	固定負債 その他	146	49

## (連結損益計算書関係)

- ※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
189百万円	△173百万円

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
製品運送諸掛	4,027百万円	2,745百万円
給与手当	1,273	1,222
賞与引当金繰入額	95	108
退職給付費用	111	105
減価償却費	391	341
貸倒引当金繰入額	40	-
のれん償却額	100	16

- ※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
711百万円	813百万円

- ※4 固定資産売却益は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	-百万円
機械装置及び運搬具	19	20
土地	24	0
その他	0	1
計	44	22

- ※5 受取保険金は次のとおりであります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成26年12月に島田工場で発生したチップサイロ火災事故に関する保険金等であります。

- ※6 国庫補助金は次のとおりであります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

島田工場の設備投資に対して、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の交付を受けたものであります。

- ※7 固定資産売却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	-百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	-	7
撤去費その他	-	0
計	-	9



※8 固定資産除却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	16百万円	24百万円
機械装置及び運搬具	273	50
撤去費その他	4	39
計	293	114

※9 減損損失は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙加工設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」、 無形固定資産「その他」	173百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物126百万円、機械装置及び運搬具35百万円、有形固定資産「その他」9百万円、無形固定資産「その他」1百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算はしておりません。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額	表示科目
静岡県島田市	紙製造設備	機械装置及び運搬具	16百万円	減損損失
静岡県島田市	紙製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」	539百万円	事業構造改善費用
静岡県島田市	横井工場	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」	846百万円	事業構造改善費用
静岡県 駿東郡長泉町	焼却炉	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」	21百万円	事業構造改善費用
静岡県沼津市	紙製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具	14百万円	事業構造改善費用

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当連結会計年度において、使用停止することを決定しましたので、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失及び事業構造改善費用として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物520百万円、機械装置及び運搬具912百万円、有形固定資産「その他」4百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、これらの資産はいずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

※10 異常操業損失は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

島田工場における火災事故により生じたチップサイロの操業低下に伴う異常原価であります。

※11 火災損失は次のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

平成28年5月に島田工場において発生した火災による損失額であり、その内訳は、固定資産等の滅失損失、復旧に係る費用、操業休止中の固定費等であります。

※12 支払補償費は次のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

株式譲渡契約に基づく補償金であります。

※13 事業構造改善費用は次のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループは、工場における資産の更なるスリム化による資産効率改善及び固定費圧縮の観点から、事業構造再構築の施策として、設備の再配置に伴う撤去及び処分等の事業構造改善費用を計上しております。その内訳は以下のとおりであります。

固定資産除却損（注）1	412百万円
固定資産減損損失（注）2	1,420百万円
固定資産撤去費用	2,072百万円
計	3,905百万円

（注）1 事業構造改善費用に含まれる固定資産除却損の内訳は、機械装置及び運搬具412百万円でありま

す。

2 事業構造改善費用に含まれる固定資産減損損失の内容は、「※9 減損損失」に記載しております。

（連結包括利益計算書関係）

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△1,149百万円	2,807百万円
組替調整額	△148	△87
税効果調整前	△1,298	2,719
税効果額	415	△814
その他有価証券評価差額金	△882	1,905
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△572	△72
組替調整額	44	109
税効果調整前	△527	37
税効果額	155	△11
退職給付に係る調整額	△371	26
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	48	△255
その他の包括利益合計	△1,204	1,676

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	163,297,510	—	—	163,297,510
合計	163,297,510	—	—	163,297,510
自己株式				
普通株式(注)1,2	15,325,560	17,598	650	15,342,508
合計	15,325,560	17,598	650	15,342,508

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加17,598株は、単元未満株式の買取りによる増加13,628株、持分法適用会社保有の自己株式(当社株式)の当社帰属分の増加3,970株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少650株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

## 2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 169百万円

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	371	2.50	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	371	2.50	平成27年9月30日	平成27年12月7日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	371	利益剰余金	2.50	平成28年3月31日	平成28年6月27日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	163,297,510	—	146,967,759	16,329,751
合計	163,297,510	—	146,967,759	16,329,751
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	15,342,508	4,921	13,921,246	1,426,183
合計	15,342,508	4,921	13,921,246	1,426,183

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の減少146,967,759株は、株式併合によるものです。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加4,921株は、株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加322株及び単元未満株式の買取りによる増加4,599株（株式併合前3,837株、株式併合後762株）であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少13,921,246株は、株式併合による減少12,825,894株、ストック・オプションの行使による減少490,000株（株式併合前490,000株）、持分法適用会社の除外による減少605,352株（株式併合前605,352株）であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 108百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	371	2.5	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年11月14日 取締役会	普通株式	372	(注) 2.5	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日付の株式併合は加味していません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	670	利益剰余金	45.0	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	9,167百万円	11,474百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△150	△138
現金及び現金同等物	9,017	11,336

2 重要な非資金取引の内容

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

会社分割による関係会社株式の取得 1,557百万円

(注) 流動資産1,557百万円を分割し、その対価として日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)の株式を取得したものであります。

## (金融商品関係)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨による買掛金支払額及び売掛金受取額の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理セクションが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金の支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社についても、当社の管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社の管理規程に準じて同様の管理を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,167	9,167	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,062	22,062	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	9	9	△0
その他有価証券	11,107	11,107	—
資産計	42,346	42,346	△0
(1) 支払手形及び買掛金	10,986	10,986	—
(2) 短期借入金	12,894	12,894	—
(3) 長期借入金	27,765	27,832	66
(4) 長期未払金	242	241	△0
負債計	51,889	51,955	66

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,474	11,474	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,678	23,678	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	9	9	△0
その他有価証券	13,793	13,793	—
資産計	48,956	48,956	△0
(1) 支払手形及び買掛金	11,943	11,943	—
(2) 短期借入金	5,392	5,392	—
(3) 長期借入金	27,068	27,111	43
(4) 長期未払金	146	145	△0
負債計	44,549	44,592	42

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含めず、長期借入金に含めて表示しております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期未払金は、長期未払金に含めて表示しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	6,174	5,018
投資事業有限責任組合	93	86

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,167	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,062	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	9	—	—
合計	31,229	9	—	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,474	—	—	—
受取手形及び売掛金	23,678	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	9	—	—
合計	35,153	9	—	—

4 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	12,894	—	—	—	—	—
長期借入金	1,841	12,925	3,611	4,208	4,179	1,000
長期未払金	96	97	49	—	—	—
合計	14,831	13,022	3,660	4,208	4,179	1,000

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,392	—	—	—	—	—
長期借入金	13,155	3,851	4,457	4,419	184	1,000
長期未払金	97	49	—	—	—	—
合計	18,645	3,900	4,457	4,419	184	1,000



(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成28年 3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	9	9	△0
(3) その他	—	—	—
小計	9	9	△0
合計	9	9	△0

当連結会計年度 (平成29年 3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	9	9	△0
(3) その他	—	—	—
小計	9	9	△0
合計	9	9	△0

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成28年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1)株式	9,654	6,022	3,631
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	9,654	6,022	3,631
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1)株式	1,453	1,954	△500
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	1,453	1,954	△500
合計	11,107	7,976	3,131

当連結会計年度（平成29年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1)株式	12,321	6,151	6,170
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	12,321	6,151	6,170
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1)株式	1,472	1,826	△354
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	1,472	1,826	△354
合計	13,793	7,978	5,815

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	467	138	0

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,057	87	—

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	3,400	3,400	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	3,400	2,100	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度並びに中小企業退職金共済制度等を設けております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務算定にあたり簡便法を採用しております。

また、当社は、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,301百万円	3,899百万円
勤務費用	167	196
利息費用	36	3
数理計算上の差異の発生額	501	105
退職給付の支払額	△107	△267
退職給付債務の期末残高	3,899	3,938

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	2,920百万円	3,003百万円
期待運用収益	58	60
数理計算上の差異の発生額	△70	33
事業主からの拠出額	202	197
退職給付の支払額	△107	△267
年金資産の期末残高	3,003	3,026

## (3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	594百万円	585百万円
退職給付費用	110	118
退職給付の支払額	△84	△72
制度への拠出額	△34	△33
退職給付に係る負債の期末残高	585	597

## (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,432百万円	4,467百万円
年金資産	△3,239	△3,273
	1,192	1,194
非積立型制度の退職給付債務	288	314
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,481	1,508
退職給付に係る負債	1,481	1,508
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,481	1,508

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

## (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	167百万円	196百万円
利息費用	36	3
期待運用収益	△58	△60
数理計算上の差異の費用処理額	32	97
過去勤務費用の費用処理額	12	12
簡便法で計算した退職給付費用	110	118
確定給付制度に係る退職給付費用	300	368

## (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
過去勤務費用	12百万円	12百万円
数理計算上の差異	△539	25
合 計	△527	37

## (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	34百万円	46百万円
未認識数理計算上の差異	△707	△681
合 計	△672	△634

## (8) 年金資産に関する事項

## ① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
債券	5%	6%
株式	12	12
一般勘定	82	81
その他	1	1
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度13%、当連結会計年度14%含まれております。

## ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	5.3%	4.9%

## 3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度205百万円、当連結会計年度204百万円でありま

す。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費	40	29

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 8名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役3名) 当社子会社の 取締役 3名	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名) 当社子会社の 取締役 1名 当社子会社の 取締役 1名 監査役	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 25,800株	普通株式 19,200株	普通株式 14,600株	普通株式 20,900株
付与日	平成20年7月28日	平成21年8月12日	平成22年8月10日	平成23年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成20年7月 29日 至平成40年 7月28日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成21年8月 13日 至平成41年 8月12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成22年8月 11日 至平成42年 8月10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成23年8月 11日 至平成43年 8月10日)

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 19,200株	普通株式 14,700株	普通株式 16,200株	普通株式 13,400株
付与日	平成24年8月10日	平成25年8月12日	平成26年8月12日	平成27年9月15日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成24年8月 11日 至平成44年 8月10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成25年8月 13日 至平成45年 8月12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成26年8月 13日 至平成46年 8月12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自平成27年9月 16日 至平成47年 9月15日)

	平成28年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数の数(注)	普通株式 9,100株
付与日	平成28年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 平成28年8月 12日 至 平成48年 8月11日)

(注)株式数に換算して記載しております。なお、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しております。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,700	4,600	8,300	14,500
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,400	3,500	5,100	7,800
失効	—	—	—	—
未行使残	300	1,100	3,200	6,700

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	15,400	13,000	16,200	13,400
権利確定	—	—	—	—
権利行使	8,000	6,700	7,300	6,200
失効	—	—	—	—
未行使残	7,400	6,300	8,900	7,200

	平成28年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	9,100
失効	—
権利確定	9,100
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	9,100
権利行使	—
失効	—
未行使残	9,100

(注)平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しております。

## ② 単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,483	3,483	3,477	3,470
付与日における公正な評価単価 (円)	1,610	2,170	1,850	1,150

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,470	3,468	3,468	3,469
付与日における公正な評価単価 (円)	1,720	1,720	1,910	3,000

	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	3,280

(注)平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しているため、当該株式併合後の単価に換算して記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積もり方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	25.982%
予想残存期間 (注) 2	6.776年
予想配当 (注) 3、4	50.0円/株
無リスク利子率 (注) 5	△0.197%

- (注) 1 予想残存期間に対応する付与日までの直近期間の株価実績に基づき算定しております。
- 2 過去の役員の在任期間データと、付与対象者の就任日から割当日までの経過年数から、割当日以降の残存勤務年数を見積り、予想残存期間としております。
- 3 平成29年3月期の配当予想によっております。
- 4 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しているため、当該株式併合後の価格に換算して記載しております。
- 5 予想残存期間に対応した期間の国債の利回りであります。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	332百万円	322百万円
減損損失	626	783
税務上の繰越欠損金	291	214
退職給付に係る負債	466	475
投資有価証券評価損	213	213
減価償却超過	421	401
固定資産未実現利益	415	369
役員退職慰労引当金	30	22
環境対策引当金	68	14
資産除去債務	233	224
事業構造改善引当金	—	774
その他	578	350
繰延税金資産小計	3,679	4,168
評価性引当額	△1,600	△1,484
繰延税金資産合計	2,078	2,683
繰延税金負債との相殺	△1,087	△1,890
繰延税金資産純額	991	793
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	329	1,230
その他有価証券評価差額金	869	1,671
その他	267	158
繰延税金負債合計	1,466	3,060
繰延税金資産との相殺	△1,087	△1,890
繰延税金負債純額	378	1,170

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	774百万円	532百万円
固定資産－繰延税金資産	216	260
流動負債－繰延税金負債	6	6
固定負債－繰延税金負債	372	1,163

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率 (調整)	32.4%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差額が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	
住民税均等割	1.0	
試験研究費控除	△1.9	
税効果を認識していない連結子会社の欠損金	△0.2	
評価性引当額の増減	△11.9	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6	
関係会社留保利益	3.3	
その他	0.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.9	

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

## 1. 子会社への会社分割

### (1) 取引の概要

#### ①対象となった事業の内容

紙パルプの製造・加工・販売及び子会社の経営管理等

#### ②企業結合日

平成28年10月1日

#### ③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新東海製紙株式会社を承継会社とする吸収分割

#### ④結合後企業の名称

新東海製紙株式会社(当社の連結子会社)

#### ⑤その他取引の概要に関する事項

当社と日本製紙株式会社の段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業(以下「本事業」といいます。)における生産ノウハウを結集し、新東海製紙株式会社の生産効率の向上、コスト削減及び品質競争力の向上を図るべく、平成28年4月25日付で日本製紙株式会社と締結した統合契約(以下「本統合契約」といいます。)に定めるところに従い、新東海製紙への吸収分割を実施しました。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

## 2. 子会社の第三者割当増資

### (1) 取引の概要

#### ①子会社の名称

新東海製紙株式会社

#### ②対象となった事業の内容

紙パルプの製造・加工・販売及び子会社の経営管理等

#### ③子会社株式増資日

平成28年10月1日

#### ④企業結合の法的形式

第三者割当増資

#### ⑤結合後企業の名称

変更ありません。

#### ⑥その他取引の概要に関する事項

島田工場の生産効率の向上、コスト削減及び品質競争力の向上を図るため、第三者割当増資を行いました。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

### (3) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

#### ①資本剰余金の主な変動要因

非支配株主への子会社株式の第三者割当増資による持分減少

#### ②非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

930百万円

(事業分離)

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社（以下「NTI」といいます。）

②分離した事業の内容

紙・板紙の販売

③事業分離を行った主な理由

当社と日本製紙株式会社の本事業における販売機能を新販売会社に統合し、両社の販売に関する情報及びノウハウの結集、営業体制の再構築並びに販売活動の効率化・コスト削減を図るべく、本統合契約に定めるところに従い、NTIへの吸収分割を実施しました。

④事業分離日

平成28年10月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を分割会社とし、NTIを承継会社とする吸収分割

なお持分法を適用したことによって発生した負ののれん相当額566百万円を持分法による投資利益として計上しております。

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

移転損益はありません。

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 1,557百万円

③会計処理

「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、会計処理を行っております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

産業素材事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 17,598百万円、経常利益 161百万円

ただし、販売機能のみに係わる収益影響の測定は困難であるため、上記経常利益は本事業に係わる製造・販売全体での収益を、一定の合理的条件に基づいて算定した概算額として記載しております。引き続き当社は本事業に係わる製品をNTIを通じて販売していくため、上記の売上高及び経常利益額が当社の業績に直接影響を与えるものではありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として工場配管に含まれるアスベストを法的手順に即した処分方法で廃棄する義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として12年と見積っております。なお、当該主要な設備については、既に使用見込期間を経過していることから、割引計算を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	762 百万円	789 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	37	0
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	△10	△0
期末残高	789	791

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う単位となっているものであります。

当社グループは、主に紙の生産・加工・販売に関する事業を行っており、取り扱う紙製品の種類ごとに包括的な事業戦略を立案出来るように、事業部制を採用し、委譲された権限の下、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、当該事業部を基礎とした製品の種類の事業セグメントから構成されており、「産業素材事業」、「特殊素材事業」、「生活商品事業」の3つを報告セグメントとしております。

「産業素材事業」は、主に段ボール・包装用紙などの原紙生産・加工・販売等及び売電事業を行っており、「特殊素材事業」は、特殊印刷用紙・特殊機能紙などの生産・加工・販売等を行っており、「生活商品事業」は、ペーパータオル・トイレットペーパーなどの生産・加工・販売等を行っております。

(報告セグメントの変更等に関する情報)

平成28年4月1日付の組織変更に伴い、従来「産業素材事業」に含めていたサーマルリサイクル燃料の製造・販売等を「その他」に、「特殊素材事業」に含めていた倉庫業、運送業等を「その他」に、「その他」に含めていた製紙設備の保全管理、紙製品の輸送・保管等を「産業素材事業」に再編しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づいて作成しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、のれんの償却を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

のれんの償却については、セグメント利益において各事業活動による純粋な会社貢献度を捉えたいため、報告セグメント区分から除き、調整額にて計上しております。

よって、報告セグメントの利益は、各社単体決算の営業利益をベースとした数値に、セグメント内取引消去及びその他連結修正項目(のれん償却を除く)を加味したものであります。

また、セグメント間の内部振替高は、主に市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3、4
	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	37,200	21,303	16,940	75,444	3,016	78,460	—	78,460
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	2,585	22	276	2,883	2,531	5,415	△5,415	—
計	39,785	21,325	17,217	78,328	5,547	88,875	△5,415	78,460
セグメント利益	924	2,193	538	3,656	320	3,976	△226	3,750
セグメント資産	48,765	45,645	18,358	112,769	3,813	116,583	10,362	126,945
その他の項目								
減価償却費	3,440	1,924	957	6,322	178	6,500	94	6,595
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—	100	100
減損損失	—	—	173	173	—	173	—	173
持分法適用会社 への投資額	8	1,981	—	1,989	—	1,989	—	1,989
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	5,049	1,206	1,403	7,659	339	7,999	81	8,080

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3、4
	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	36,387	20,474	16,973	73,835	3,883	77,718	—	77,718
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,878	569	249	3,698	2,612	6,310	△6,310	—
計	39,266	21,043	17,222	77,533	6,495	84,029	△6,310	77,718
セグメント利益	1,198	2,316	892	4,406	388	4,795	△87	4,708
セグメント資産	54,325	45,504	17,936	117,766	4,246	122,013	9,786	131,799
その他の項目								
減価償却費	3,379	1,771	1,016	6,168	191	6,359	122	6,482
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—	16	16
減損損失	570	35	831	1,437	—	1,437	—	16
持分法適用会社 への投資額	1,840	—	—	1,840	—	1,840	—	1,840
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	6,985	1,514	589	9,090	547	9,637	80	9,718

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、土木・造園工事、サーマルリサイクル燃料の製造・販売、倉庫業、運送業等を含んでおります。

2 調整額の内容は以下のとおりです。

①セグメント利益

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	△94	△122
のれんの償却額	△100	△16
全社費用	△136	△104
セグメント間取引消去等	104	157
合計	△226	△87

②セグメント資産

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	100,577	83,024
のれん未償却残高（相殺後）	17	0
セグメント間債権債務消去等	△90,232	△73,238
合計	10,362	9,786

※特種東海製紙㈱での本社管轄部門の資産（社内管理会計勘定を含む）であります。

③当連結会計年度の減損損失1,437百万円のうち、1,420百万円は特別損失の事業構造改善費用に含まれております。

④有形固定資産及び無形固定資産の増加額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	81	80
合計	81	80

※特種東海製紙㈱での本社管轄部門の設備投資額であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

- 4 当社の一般管理費の中で、各事業セグメントに対して共通にかかる費用については、社内配賦基準によって各事業セグメントへ配賦しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
三菱商事株式会社	15,944	産業素材事業

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
三菱商事株式会社	7,563	産業素材事業
日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社	15,930	産業素材事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）  
セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）  
セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）  
（のれん）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—	100	100
当期末残高	—	—	—	—	17	17

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）  
（のれん）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	—	16	16
当期末残高	—	—	—	—	0	0

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	㈱竹尾	東京都千代田区	330	紙製品等の販売	(所有) 直接 22.9 (被所有) 直接 1.8	紙製品等の販売	紙製品等の販売	3,942	売掛金	1,485

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件については、一般の取引を参考に決定しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱	東京都千代田区	350	紙製品等の販売	(所有) 直接 35.0	出資の引受	事業譲渡 譲渡資産	1,557	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱	東京都千代田区	350	紙製品等の販売	(所有) 直接 35.0	紙製品等の販売	紙製品等の販売	15,930	売掛金	11,612

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2. 重要な関連会社に関する注記

当連結会計年度において、重要な関連会社は日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本東海インダストリアルペーパー サプライ㈱	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	—	40,353
固定資産合計	—	6
流動負債合計	—	35,290
固定負債合計	—	—
純資産合計	—	5,069
売上高	—	50,405
税引前当期純損失金額(△)	—	△891
当期純損失金額(△)	—	△1,007

(注) 日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱は、当連結会計年度より持分法適用関連会社となっております。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1株当たり純資産額	4,328.48円	1株当たり純資産額	4,591.27円
1株当たり当期純利益金額	168.87円	1株当たり当期純利益金額	258.89円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	167.92円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	257.90円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	2,498	3,852
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	2,498	3,852
普通株式の期中平均株式数 (千株)	14,796	14,880
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	83	57
(うち新株予約権) (千株)	(83)	(57)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しています。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定しています。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	12,894	5,392	0.5	—
1年内返済予定の長期借入金	1,841	13,155	0.9	—
1年内返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	25,924	13,912	0.8	平成30～34年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—
その他有利子負債				
割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引）	96	97	1.1	—
長期割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引を除く）	146	49	1.1	平成30年
合計	40,902	32,606	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引）及び長期割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引を除く）は、それぞれ、連結貸借対照表の流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）、長期割賦未払金（1年以内に返済予定のセール・アンド・割賦バック取引を除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金（百万円）	3,851	4,457	4,419	184
長期割賦未払金（百万円）	49	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。



## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	19,258	38,435	57,730	77,718
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,019	3,563	5,796	6,137
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	758	2,515	4,288	3,852
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	51.19	169.29	288.33	258.89

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	51.19	117.89	118.97	△29.24

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しています。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額を算定しています。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,018	5,580
受取手形	※2 851	565
売掛金	※2 18,678	※2 8,417
商品及び製品	5,442	2,566
仕掛品	355	105
原材料及び貯蔵品	4,770	2,301
前払費用	289	113
繰延税金資産	552	246
関係会社短期貸付金	63	4,052
未収入金	※2 856	※2 474
その他	281	158
貸倒引当金	△21	△13
流動資産合計	37,139	24,569
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 9,981	※1 5,893
構築物	※1, ※3 4,215	※1 923
機械及び装置	※1 23,551	※1 8,117
車両運搬具	40	33
工具、器具及び備品	404	246
土地	※1 10,487	※1 7,632
山林	※1 640	※1 640
建設仮勘定	2,118	181
有形固定資産合計	51,440	23,669
無形固定資産		
借地権	24	24
ソフトウェア	97	75
その他	48	88
無形固定資産合計	170	188
投資その他の資産		
投資有価証券	14,754	16,781
関係会社株式	4,106	13,114
関係会社長期貸付金	200	148
長期前払費用	311	82
その他	605	402
貸倒引当金	△63	△41
投資その他の資産合計	19,915	30,486
固定資産合計	71,526	54,344
資産合計	108,666	78,914

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	※2 4,624	※2 301
買掛金	※2 4,204	※2 1,871
短期借入金	10,500	3,300
1年内返済予定の長期借入金	※1 418	※1 3,100
未払金	※2,※3 898	※2 490
未払費用	※2 2,747	※2 960
未払法人税等	304	1,207
預り金	※2 351	※2 837
設備関係支払手形	1,671	36
環境対策引当金	191	3
その他	※2 574	※2 313
流動負債合計	26,486	12,423
固定負債		
長期借入金	※1 22,586	2,300
長期末払金	※3 193	46
繰延税金負債	589	838
退職給付引当金	223	276
環境対策引当金	—	90
事業構造改善引当金	—	1,430
資産除去債務	775	299
固定負債合計	24,367	5,282
負債合計	50,854	17,705
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金		
資本準備金	3,985	3,985
その他資本剰余金	38,454	38,448
資本剰余金合計	42,439	42,433
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	172	143
特定災害防止準備金	10	11
繰越利益剰余金	4,112	5,631
利益剰余金合計	4,295	5,786
自己株式	△2,926	△2,835
株主資本合計	55,292	56,870
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,349	4,229
評価・換算差額等合計	2,349	4,229
新株予約権	169	108
純資産合計	57,811	61,208
負債純資産合計	108,666	78,914

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	※1 60,961	※1 41,911
売上原価	※1 50,362	※1 33,168
売上総利益	10,599	8,742
販売費及び一般管理費	※2 7,898	※2 6,039
営業利益	2,700	2,703
営業外収益		
受取利息	※1 25	※1 31
受取配当金	※1 444	※1 496
受取賃貸料	※1 239	※1 234
業務受託手数料	—	※1 142
その他	※1 258	※1 241
営業外収益合計	967	1,146
営業外費用		
支払利息	※1 277	※1 162
賃貸費用	※1 47	※1 45
設備維持費用	※1 79	※1 68
その他	※1 36	※1 179
営業外費用合計	441	455
経常利益	3,226	3,393
特別利益		
固定資産売却益	※3 10	※3 0
投資有価証券売却益	78	87
関係会社株式売却益	—	372
受取保険金	—	※4 2,027
特別利益合計	89	2,488
特別損失		
固定資産売却損	—	※5 4
固定資産除却損	※1, ※6 288	※6 62
減損損失	—	※7 16
火災損失	—	90
異常操業損失	※8 215	—
環境対策引当金繰入額	—	104
支払補償費	—	62
事業構造改善費用	—	※9 2,282
その他	0	7
特別損失合計	505	2,631
税引前当期純利益	2,810	3,250
法人税、住民税及び事業税	333	1,260
法人税等調整額	151	△245
法人税等合計	484	1,014
当期純利益	2,325	2,235

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	38,453	42,439	202	7	2,502	2,712	△2,922	53,714
当期変動額										
剰余金の配当							△742	△742		△742
当期純利益							2,325	2,325		2,325
特定災害防止準備金の積立						2	△2	—		—
特定災害防止準備金の取崩										
固定資産圧縮積立金の取崩					△30		30	—		—
自己株式の取得									△4	△4
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	0	0	△30	2	1,610	1,582	△4	1,578
当期末残高	11,485	3,985	38,454	42,439	172	10	4,112	4,295	△2,926	55,292

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,173	3,173	129	57,016
当期変動額				
剰余金の配当				△742
当期純利益				2,325
特定災害防止準備金の積立				—
特定災害防止準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△823	△823	40	△783
当期変動額合計	△823	△823	40	795
当期末残高	2,349	2,349	169	57,811

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	38,454	42,439	172	10	4,112	4,295	△2,926	55,292
当期変動額										
剰余金の配当							△744	△744		△744
当期純利益							2,235	2,235		2,235
特定災害防止準備金の積立						2	△2	—		—
特定災害防止準備金の取崩						△0	0	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△28		28	—		—
自己株式の取得									△5	△5
自己株式の処分			△5	△5					97	91
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	△5	△5	△28	1	1,519	1,491	91	1,577
当期末残高	11,485	3,985	38,448	42,433	143	11	5,631	5,786	△2,835	56,870

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,349	2,349	169	57,811
当期変動額				
剰余金の配当				△744
当期純利益				2,235
特定災害防止準備金の積立				—
特定災害防止準備金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				91
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,880	1,880	△61	1,818
当期変動額合計	1,880	1,880	△61	3,396
当期末残高	4,229	4,229	108	61,208

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

・時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの…移動平均法による原価法

#### 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### 4 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～22年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (4) 長期前払費用

定額法

#### 5 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で定額法により費用処理しております。

##### (3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。

##### (4) 事業構造改善引当金

工場における資産の更なるスリム化による資産効率改善及び固定費圧縮の観点から、事業構造再構築の施策として、設備の再配置に伴う撤去及び処分等の費用の見積額を計上しております。

## 6 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### a ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

#### b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

### (追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。



(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
建物	3,398	(3,398) 百万円	35	(35) 百万円
構築物	1,858	(1,858)	168	(168)
機械及び装置	17,233	(17,233)	1,140	(1,140)
土地	1,999	(1,999)	93	(93)
山林	12	(-)	12	(-)
計	24,503	(24,490)	1,450	(1,438)

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
1年内返済予定の長期借入金	14	(14) 百万円	1,050	(400) 百万円
長期借入金	4,200	(3,550)	-	(-)
計	4,214	(3,564)	1,050	(400)

( ) の金額 (内数) は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

※2 関係会社に対する資産及び負債 (区分表示したものを除く) は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
短期金銭債権	6,947百万円		3,966百万円	
短期金銭債務	2,702		1,960	

※3 セール・アンド・割賦バック取引による購入資産で所有権が売主に留保されたものは次のとおりであります。

		前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
帳簿価額の内訳	構築物	418百万円	-百万円
対応する債務	未払金	96	-
	長期未払金	146	-

## (損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	15,551百万円	9,839百万円
仕入高	9,307	6,363
営業取引以外の取引高	709	638

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54%、当事業年度44%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46%、当事業年度56%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
製品運送諸掛	3,152百万円	1,904百万円
販売手数料	445	360
販売諸掛	406	195
給料手当	648	549
退職給付費用	58	62
支払地代家賃	299	279
減価償却費	288	201
研究開発費	596	630

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
機械及び装置	9百万円	0百万円
車両運搬具	0	0
土地	—	0
山林	—	0
計	10	0

※4 受取保険金は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成26年12月に島田工場で発生したチップサイロ火災事故に関する保険金等であります。

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
機械及び装置	—百万円	4百万円
工具、器具及び備品	—	0
その他	—	0
計	—	4

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	2百万円	10百万円
構築物	12	9
機械及び装置	270	5
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	0
撤去費その他	2	36
計	288	62

※7 減損損失は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額	表示科目
静岡県島田市	紙製造設備	機械及び装置、 車両運搬具	16百万円	減損損失
静岡県島田市	横井工場	建物、構築物、 機械及び装置、 工具、器具及び備 品	831百万円	事業構造改善費用
静岡県 駿東郡長泉町	焼却炉	建物、構築物、 機械及び装置、 工具、器具及び備 品	21百万円	事業構造改善費用

当社は主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は退休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当事業年度において、使用停止することを決定しましたので、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失及び事業構造改善費用として特別損失に計上しております。その内訳は、建物377百万円、構築物61百万円、機械及び装置426百万円、車両運搬具1百万円、工具、器具及び備品1百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、これらの資産はいずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

※8 異常操業損失は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

島田工場における火災事故により生じたチップサイロの操業低下に伴う異常原価であります。

※9 事業構造改善費用の内容は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、工場における資産の更なるスリム化による資産効率改善及び固定費圧縮の観点から、事業構造再構築の施策として、設備の再配置に伴う撤去及び処分等の事業構造改善費用を計上しております。その内訳は以下のとおりであります。

固定資産減損損失 (注)	852百万円
固定資産撤去費用	1,430
計	2,282

(注) 事業構造改善費用に含まれる固定資産減損損失の内容は、「※7 減損損失」に記載しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,680百万円、関連会社株式425百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式11,445百万円、関連会社株式1,669百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	209百万円	126百万円
減損損失	556	387
退職給付引当金	80	96
投資有価証券評価損	211	211
関係会社株式評価損	322	322
減価償却超過	409	368
環境対策引当金	57	7
株式報酬費用	50	32
資産除去債務	228	87
事業構造改善引当金	-	429
その他	2,111	2,405
繰延税金資産小計	4,239	4,474
評価性引当額	△3,118	△3,248
繰延税金資産合計	1,121	1,226
繰延税金負債との相殺	△1,121	△1,226
繰延税金資産純額	-	-
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	323	194
その他有価証券評価差額金	791	1,593
その他	42	30
繰延税金負債合計	1,157	1,818
繰延税金資産との相殺	△1,121	△1,226
繰延税金負債純額	36	591

繰延税金負債の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	552百万円	246百万円
固定資産－繰延税金資産	-	-
流動負債－繰延税金負債	-	-
固定負債－繰延税金負債	589	838

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.4%	法定実効税率と税効果
(調整)		会計適用後の法人税等
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	の負担率との間の差額
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9	が法定実効税率の100
住民税均等割	0.7	分の5以下であるため
評価性引当額の増減	△12.5	注記を省略しておりま
試験研究費税額控除	△2.3	す。
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8	
その他	△0.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.2	

## (企業結合等関係)

## (共通支配下の取引等)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

## (事業分離)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
建物	29,583	153	12,079 (377)	17,657	11,763	471	5,893
構築物	12,655	71	8,515 (61)	4,211	3,287	197	923
機械及び装置	140,008	1,504	96,496 (426)	45,016	36,899	2,826	8,117
車両運搬具	303	17	93 (1)	227	193	19	33
工具、器具及び備品	5,002	72	2,230 (1)	2,844	2,598	113	246
土地	10,487	-	2,855	7,632	-	-	7,632
山林	640	-	0	640	-	-	640
建設仮勘定	2,118	2,418	4,355	181	-	-	181
有形固定資産計	200,800	4,237	126,627 (868)	78,411	54,741	3,628	23,669
借地権	24	-	-	24	-	-	24
ソフトウェア	621	9	338	292	217	25	75
その他	202	50	60	192	104	3	88
無形固定資産計	848	59	398	509	321	29	188
長期前払費用	790	11	683	117	35	28	82

(注) 1 「当期減少額」欄の( )は内数で、当期の減損損失、事業構造改善費用計上額であります。

2 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

建物	減少額	新東海製紙株式会社への分割	11,667
構築物	減少額	新東海製紙株式会社への分割	8,405
機械及び装置	増加額	特高受電設備更新 ディーゼル発電機エンジン	260 161
	減少額	新東海製紙株式会社への分割	95,745
工具、器具及び備品	減少額	新東海製紙株式会社への分割	2,133
土地	減少額	新東海製紙株式会社への分割	2,854
建設仮勘定	増加額	A P 関連工事	325
	減少額	新東海製紙株式会社への分割	2,062
ソフトウェア	減少額	新東海製紙株式会社への分割	334

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	84	5	35	54
環境対策引当金	191	106	203	94
事業構造改善引当金	—	1,430	—	1,430

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 電子公告掲載URL <a href="http://www.tt-paper.co.jp">http://www.tt-paper.co.jp</a> ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主に対し、3,000円相当の当社グループ製品を7月下旬に送付。 毎年9月30日現在の株主に対し、当社特製カレンダーを送付。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）平成28年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第10期第1四半期）（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）平成28年8月12日関東財務局長に提出

（第10期第2四半期）（自平成28年7月1日 至平成28年9月30日）平成28年11月14日関東財務局長に提出

（第10期第3四半期）（自平成28年10月1日 至平成28年12月31日）平成29年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年4月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割）に基づく臨時報告書であります。

平成28年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成29年3月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

平成29年3月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 松田 裕司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松田裕司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社6社・持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している3事業拠点に加えて、質的影響等を考慮した1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月23日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 敦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 印

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、特種東海製紙株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、特種東海製紙株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 敦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。